

市民とのパートナーシップによる

自治体経営を推進するために

国立市の財政
(財政白書)

<改訂版>

2005 (平成17) 年3月

国立市

目 次

はじめに	1
序 章 地方財政の仕組み	2
1. 地方財政とは	2
2. 地方公共団体の収入の概要	2
3. 地方公共団体の支出の概要	4
第1章 国立市の財政の概況	5
第2章 決算から見た国立市の財政	7
1. 財政危機 … 悪化する収支構造	7
2. 経常収支比率悪化の原因	9
3. 経常収支比率…類似団体等との比較	11
4. 歳入の特徴	15
5. 歳出の特徴	19
6. 地方債	25
第3章 バランスシートから見た国立市の財政	35
1. なぜバランスシートか	35
2. バランスシートからわかること	35
3. 各市・特別区のバランスシートの比較	36
4. バランスシートを使った分析・その1	38
5. バランスシートを使った分析・その2	42
5. 企業会計方式の活用	46
第4章 財政運営上の課題	47
1. 財政状況悪化の原因	47
2. そのほかの課題	50
第5章 終わりに	53
1. 国と地方の税財源配分について	53

2. 自主財源と依存財源 …………… 54
3. 地方自治体の真の自立をめざして …………… 55

資 料 …………… 57

1. 平成15年度決算状況（国立市の決算カード） … 57
2. 平成13～15年度 国立市のバランスシート … 59
3. 平成15年度 国立市の行政コスト計算書 ……… 62
4. 市報平成14年3月5日号より（国立市のバランスシート解説） …………… 63
5. 市報平成16年11月20日号より（平成15年度決算の状況） …………… 64
6. 平成16年8月24日 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」の「はじめに」 ……… 65

はじめに

わが国では、国及び地方公共団体によって行政が行われています。行政を行うにはお金が必要です。この行政活動に必要なお金を調達し、支出するという観点から行政をとらえたものが「財政」です。

地方公共団体が行う、福祉、学校教育、消防、道路等の社会基盤の整備をはじめとした市民生活に密接した行政サービスを実施するためには、必要な財源が確保されていなければなりません。財源の主なものは、住民の方から徴収している地方税です。

市は、住民の方に徴収した地方税がどのように使われているのか、効果的に使われているのか、どんな財政上の課題があるのか等説明する責任があります。とくに、地方分権型社会においては、地方自治体の自己決定権と自己責任が問われます。財政の問題も、市民と一緒に考えていくことが必要です。この「財政白書」は、そのための資料の一つとして役立てるため作成しました。

序章 地方財政の仕組み

1. 地方財政とは

この章では、財政の仕組みについて簡単に説明します。

財政は、行政の主体によって分けられ、国の財政を「国家財政」、地方公共団体の財政を「地方財政」といいます。

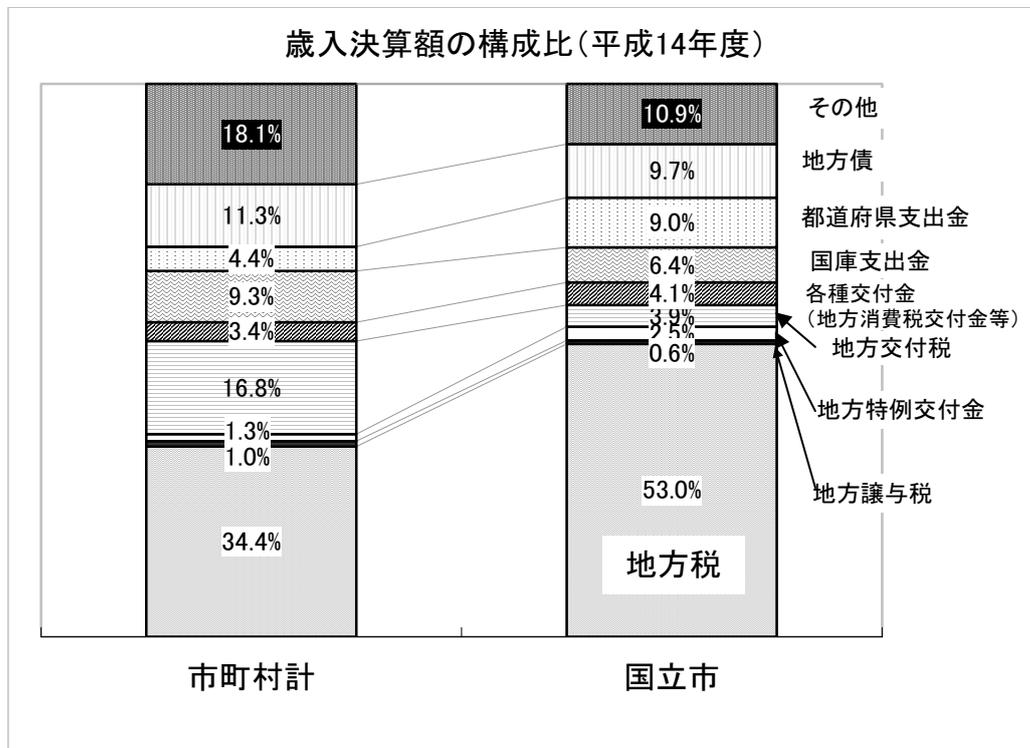
地方財政の「多元性」… 国家財政と違って、地方財政は、約2,900の地方公共団体の財政を集めたものです。(平成17年1月現在、都道府県+市町村)

地方財政の「多様性」… 地方公共団体は、人口規模のみならず、地形や地理、気候、風土、歴史、産業の状況、財政規模などにおいてそれぞれ異なっており、それに応じて行政に対する需要、財政の内容も千差万別です。

2. 地方公共団体の収入の概要

地方公共団体の収入は、おおまかに次のとおり区分されます。

- ① 自らが調達する地方税、地方債（借金）など
- ② 国から、一定の基準によって交付される地方交付税や地方譲与税など
- ③ 特定の事業の実施に対して国から交付される国庫支出金など



※ 歳入… 国や地方自治体の収入を「歳入」といいます。これに対して、支出を「歳出」といいます。

地方自治体の会計年度は、4月から翌年の3月までの1年間です。市長は、年度開始前に議会に予算案（1年間の財政計画）を提案し、年度の終了後は、監査委員の審査を経て議会に歳入・歳出決算の報告をして認定を受けます。

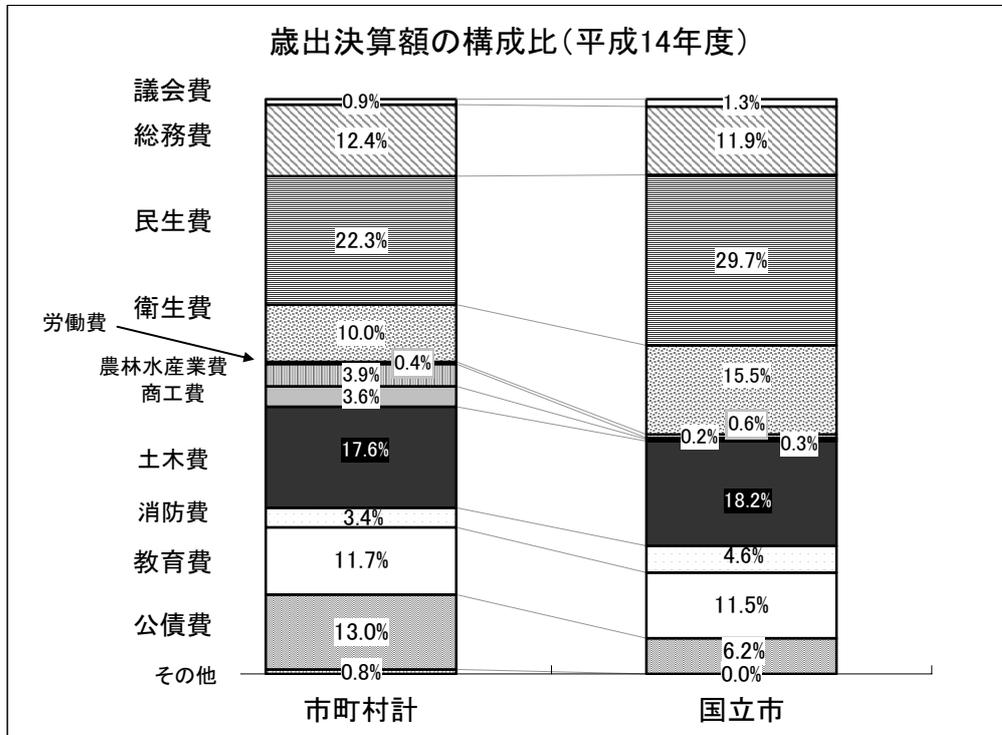
- ※ **地方税** … **地方税**は、地方税法と地方公共団体の条例により地域内の住民や企業などから徴収する税です。地方自治における**住民負担の基本原則**から、地方公共団体の収入の中心となるべきものです。

住民負担の基本原則：地方自治法第10条第2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とあり、これを根拠としています。

- ※ **地方譲与税** … **地方譲与税**は、本来地方税として地方公共団体が徴収すべき税を、課税技術上の理由などによりいったん国が徴収し、その収入額から一定の基準で地方公共団体に譲与される税です。
- ※ **地方消費税交付金** … 「消費税」5%のうち、実は1%分が**地方消費税**といわれる地方の収入で、その約1/2（すなわち0.5%分）が都道府県から市町村に交付されます。
- ※ **利子割交付金** … 預金の利子を受け取るときに、利子に20%の税がかかっています。このうち5%分が地方税で、さらにその約3/5（すなわち3%分）が都道府県から市町村に交付されます。
- ※ **地方特例交付金** … 国が景気対策のため実施している恒久的減税による地方税の減収分の約3/4を補てんするための国からの交付金。（なお、減収額の残り1/4については、地方公共団体が地方債（借金）で手当し、その元利償還金は地方交付税に算入されることになっています。）
- ※ **地方交付税** … 地方税等の収入の地域間格差を補てんするため、国税の一定割合を財源不足団体に交付する**普通交付税**（地方交付税全体の94%）と、災害等特殊事情に対応するため交付する**特別交付税**（地方交付税全体の6%）とがあります。
- ※ **国庫支出金・都（道府県）支出金** … 特定の行政目的を達成するため、必要な経費にあててることを条件として、国や都道府県から交付されるものです。
- ※ **地方債** … 建物の建設等で一時的に多額の経費がかかる場合や、減税などで収入不足の際に借り入れる地方公共団体の借金です。
- ※ **その他の収入**には次のものがあります。
 - ① 地方公共団体が行う事業の受益者から徴収する**分担金、負担金**
 - ② 公の施設などの**使用料**
 - ③ 住民票の写し等の交付、その他特定の事務について徴収する**手数料**
 - ④ 財産の売却や運用による**財産収入**
 - ⑤ **寄付金**
 - ⑥ 他の会計からの収入や基金の取り崩しによる収入をいう**繰入金**

3. 地方公共団体の支出の概要

地方公共団体の支出は、行政目的別に「議会費」、「総務費」、「民生費」、「土木費」、「教育費」…などに分類され、議会の議決を受けた予算の範囲内で執行されます。



- ※ 議会費 … 市議会の運営のための経費
- ※ 総務費 … 市政運営とコミュニティなどの経費
- ※ 民生費 … 福祉サービスの提供の経費
- ※ 衛生費 … 保健（健康増進）やごみ処理などの経費
- ※ 労働費 … 失業対策・雇用促進の経費
- ※ 農林水産業費 … 農林水産業の振興等の経費（国立市は、農業費のみ）
- ※ 商工費 … 商工業の振興・消費者行政の経費
- ※ 土木費 … 道路、公園、区画整理、都市計画事業などの経費
- ※ 消防費 … 消防・防災の経費
- ※ 教育費 … 教育と文化・スポーツの振興のための経費
- ※ 公債費 … 市債（借金）の元金・利子の支払い経費

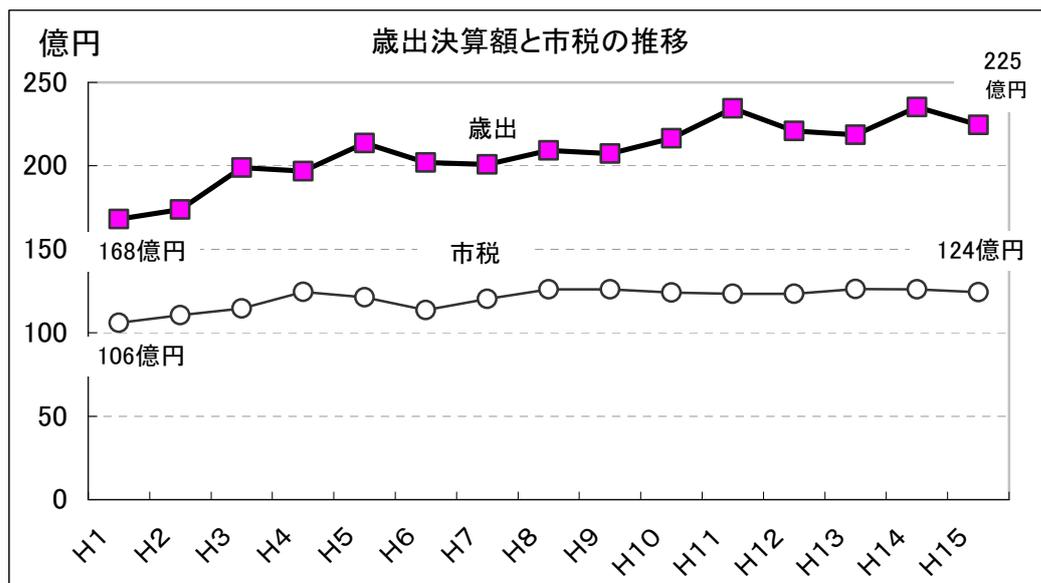
第1章 国立市財政の概況

国立市の財政の特色は、まちの成り立ち、行政規模、人口、産業構造等に深く関わっています。

国立市は首都圏に位置し、住都市として発展し、学校等公共空間が多く、大きな法人が少ないことなどから、歳入（収入）は、市税、なかでも個人市民税が大きなウェイトを占めています。また、歳出（支出）は農林水産業費や商工費などが少なく、民生費や教育費が多くなっています。なお、国立市は収益事業（いわゆる公営ギャンブル）を実施していないという特徴もあります。

バブル経済崩壊後、市民税、とりわけ個人市民税が、景気動向、経済不況、減税政策等の影響により鈍化する一方、少子高齢社会の進展などによる行政需要の増大や市民の価値観の多様化によって、民生費を中心とする扶助費、国民健康保険をはじめとする特別会計への負担が増加し、歳出が着実に伸び続けています。この結果、収支のバランスは崩れ、経常的に支出する経費を賄うことすら困難になるなど厳しい財政運営を強いられています。

平成元年度から平成15年度の財政状況を概観しますと、14年間で歳出決算額は、57億円増、34%伸びていますが、市税総額は、18億円の増、17%の伸びにとどまっています。



※この冊子では、特にことわり書きのない場合は、決算統計（毎年、全自治体を実施する統計調査）による平成15年度までの決算額によって記述しています。決算統計の対象は、「普通会計」といい、国立市の場合、**一般会計**とほぼ同様の範囲です。同じ基準で分類・算出しているため、他市と比較することが出来ます。

※**一般会計・特別会計** … **一般会計**は、地方公共団体の基本的な収入と支出を計上する会計です。特別会計に属しないすべてを対象としています。**特別会計**は、特定の事業（水道・病院・交通など）について、一般の会計と区別して経理する必要がある場合に法律又は条令により設置する会計です。

※国立市の特別会計 … **国民健康保険特別会計**、**受託水道事業特別会計**、**下水道事業特別会計**、**老人保健医療特別会計**、**介護保険特別会計**

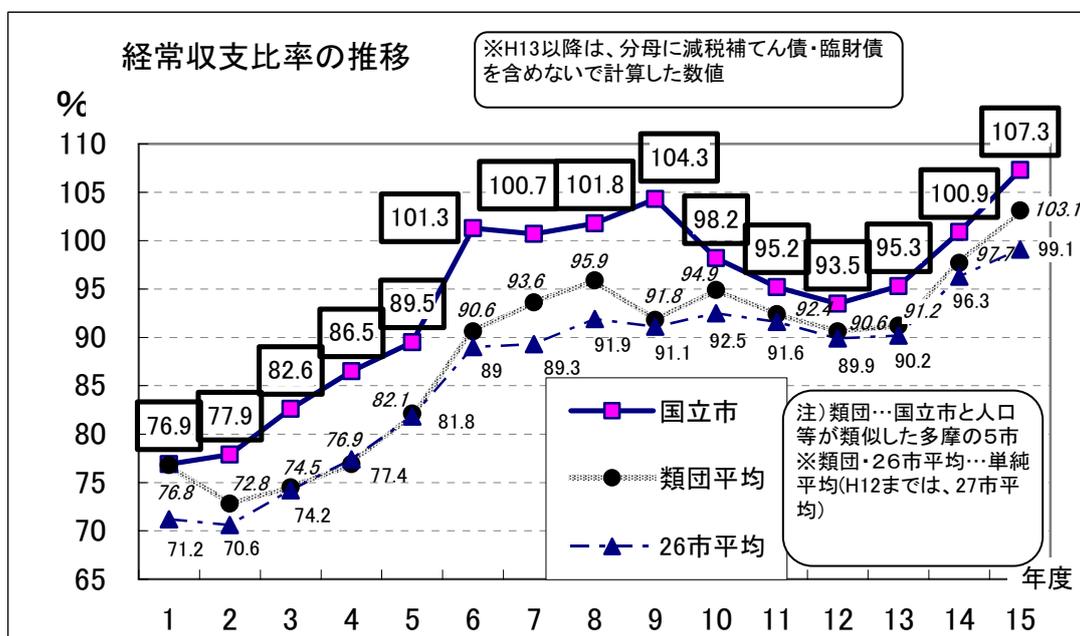
第2章 決算から見た国立市の財政

1. 財政危機 … 悪化する収支構造

財政構造の弾力性を測定する指標として使われる経常収支比率を見ますと、国立市は、平成に入って急激に悪化して、平成6年度から9年度までこの比率が100%を超え、危機的な状況に陥りました。このため、平成8年度から行政改革に取り組み、人件費をはじめとする経常経費の削減や、受益者負担の観点からの下水道使用料・国民健康保険税等の改定などにより収支の改善を図ってきました。

しかし、国立市を含め、各市とも平成13年度以降、この経常収支比率は急激に悪化しています。かつては、経常収支比率が70%～80%にあるのが理想的と言われましたが、現況はこの財政状況から程遠い状態にあります。

このような財政状況は、程度の差はありますが、全国の自治体に共通した課題であり、多摩の各市にも同じような財政状況にあります。したがって、今日の財政悪化は、地方財政全体の構造的な問題という側面があります。



※ 経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、次の式で計算されます。

経常経費に充当した一般財源（支出）

 経常一般財源（収入）

この数字が低いほど市の独自の政策にまわす財源が多いことを示します。この比

率が100%を超える状態は、サラリーマンの家計に例えると、生活費が給料を上回り、臨時収入や貯金の取り崩しで補っているようなものです。

※ **一般財源** … 市税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税など収入される時点で使う目的が決まっていない収入を言います。これに対して国・都支出金や使用料など収入される時点で使い道の決まっている収入を**特定財源**と言います。

※ **経常一般財源** … 一般財源のうち、毎年度連続して収入されるものを言います。具体的には、国立市の場合、市税（統計上、都市計画税は除きます。）、地方譲与税、地方消費税交付金、利子割交付金、地方交付税のうち普通交付税などをいいます。

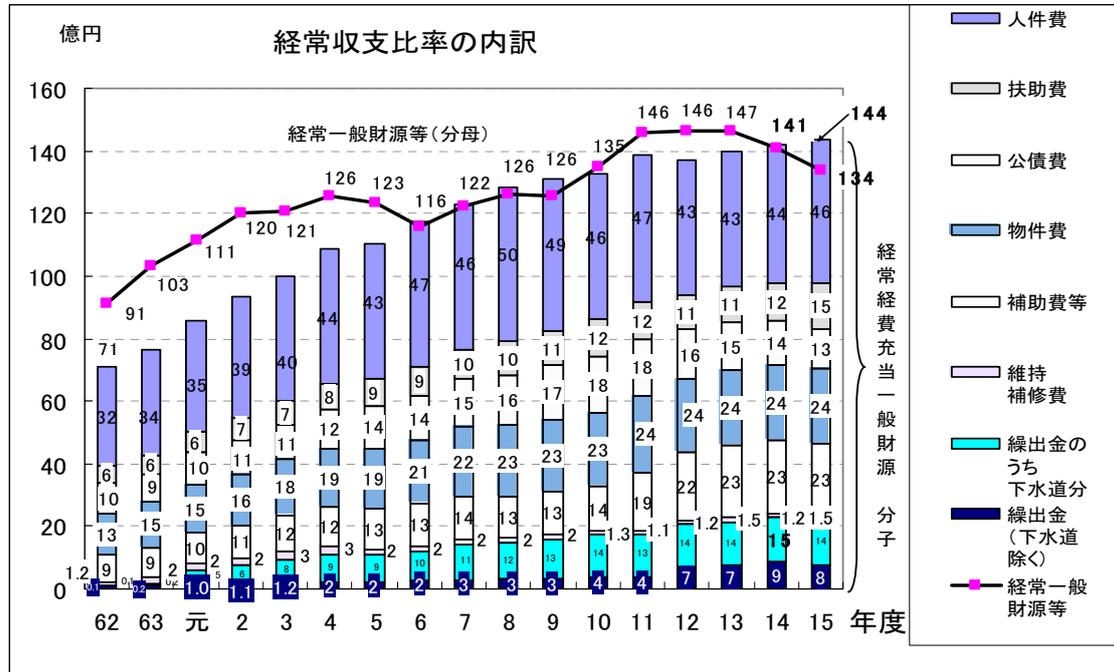
※ **経常収支比率の算式**は、従来は、分母の「経常一般財源」（収入）に国の政策による地方の借金(減税補てん債・臨時財政対策債)を入れない方法による数値を正式なものとしてきました。(これらの借金を分母の収入に加算して計算した値をカッコ書きで表示してきました。)ところが、平成13年度から、これらの借金を分母の収入に加算した数値を正式なものとするよう表示の変更がありました。

この「財政白書」では、平成13年度以降も従来と比較できるように、従来の算式によっています。

また、借金を分母の収入に含める算式だと、なるべく借金をせず頑張っている自治体の分母が小さくなり、借金をするより経常収支比率が悪くなってしまうという、決定的な欠点があり、他市との正しい比較が出来なくなります。

2. 経常収支比率悪化の原因

国立市の経常収支比率の内訳を見てみましょう。



経常収支比率の悪化は、分母（収入）の市税を中心とする一般財源の伸びが鈍化しているのに対して、分子（経常的な支出）の伸びが大きいため、収支のバランスが崩れたことによります。

(1) 支出から見た悪化の原因

グラフから読み取れるように、国立市の歳出で最も大きな比率を占める**人件費**は、平成8年度まで増加の一途をたどりましたが、平成9年度から職員定数削減により減少に転じました。しかし定年退職者の増加により、平成14・15年度は増加しました。今後も定員や給与について適正な管理を行い、抑制していくとともに、近い将来の団塊世代の大量退職時代に対する備えが必要です。

扶助費は、介護保険の会計分離により平成12年度は一時的に減となったものの、対象者の増加や、児童手当・障害者支援費等の国レベルの制度改正により確実な増加傾向にあります。

物件費の伸びは鈍化傾向にあります。また、**補助費等**は、多摩川衛生組合への加入により一部事務組合負担金が増加したため、大きく伸びています。

また、特に下水道事業特別会計を中心とする**繰出金**の伸びが目立っています。

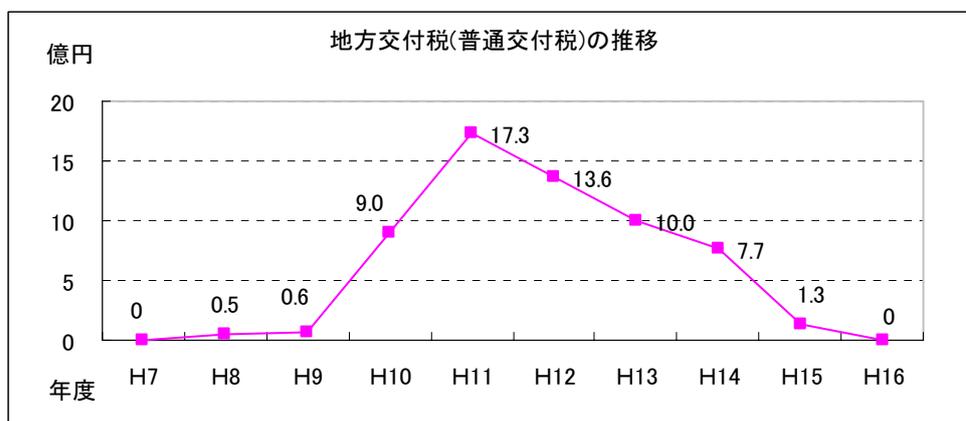
下水道事業特別会計への繰出金は、平成15年度にようやく微減に転じましたが、国民健康保険及び介護保険事業への繰出金が急増しています。

なお、人件費、扶助費、公債費は、義務的経費といわれ、極めて硬直性の強い経費です。これらの経費が、下水道事業特別会計繰出金に含まれる公債費分と合わせて、財政健全化を図るうえでは、大きな障害となっています。

(2) 経常的な収入の急激な落ち込み

グラフの経常一般財源(分母)は、平成14・15年度に急激に落ち込んでおり、平成13年度と比較して、平成15年度は実に13億円も経常的収入が減少したことになります。

この落ち込みの最大の原因は、地方交付税交付額の減収です。



※人件費 … 地方自治体の職員の給料・手当、議員及び各種委員報酬、社会保険料などの共済費

※扶助費 … 生活保護・児童手当をはじめとする法令に基づく給付

※公債費 … 市債（長期の借入金）の元金・利子、及び資金繰りのための一時借入金の利子

※物件費 … 委託料、賃借料、謝礼、臨時職員賃金、原材料費、備品購入費、消耗品費など消費的性格の強い経費

※補助費等 … 清掃関係の一部事務組合負担金、都消防委託金、その他補助金など

※繰出金 … ある会計から他の会計への支出

(本書では、普通会計から特別会計への支出)

3. 経常収支比率…類似団体等との比較

次に、国立市の経常収支比率は他の地方自治体と比べてどのような特徴があるのか、見てみましょう。

(1) 経常収支比率等の比較

国立市と、人口や産業構造等が類似した他市や近隣の国分寺市とで、経常収支比率の比較をしてみます。

類似団体等の平成15年度 決算状況(普通会計・住民1人あたり)

市名	住民基本台帳 登録人口 (H16.3.31) 人	歳入総額 A 円	歳出総額 B 円	歳入歳出 差引額 A-B 円	経常一般 財源収入額 C 円	経常経費充 当一般財源 D 円	経常収 支比率 D/C %
国立市	72,146	313,638	311,281	2,357	185,553	199,111	107.3
福生市	59,462	376,881	371,603	5,278	197,596	202,448	102.5
狛江市	75,248	300,542	292,927	7,615	169,736	190,665	112.3
東大和市	79,960	293,275	283,532	9,743	163,683	171,759	104.9
清瀬市	70,148	330,314	322,658	7,656	169,533	176,854	104.3
稲城市	73,768	360,992	348,310	12,681	179,264	164,443	91.7
類似団体 5市平均	71,717	332,401	323,806	8,595	175,962	181,234	103.2
国立市-類団平均	+429	-18,763	-12,525	-6,238	+9,591	+17,877	+4.2
(参考)国分寺市	111,233	333,983	327,957	5,765	185,572	195,705	105.5

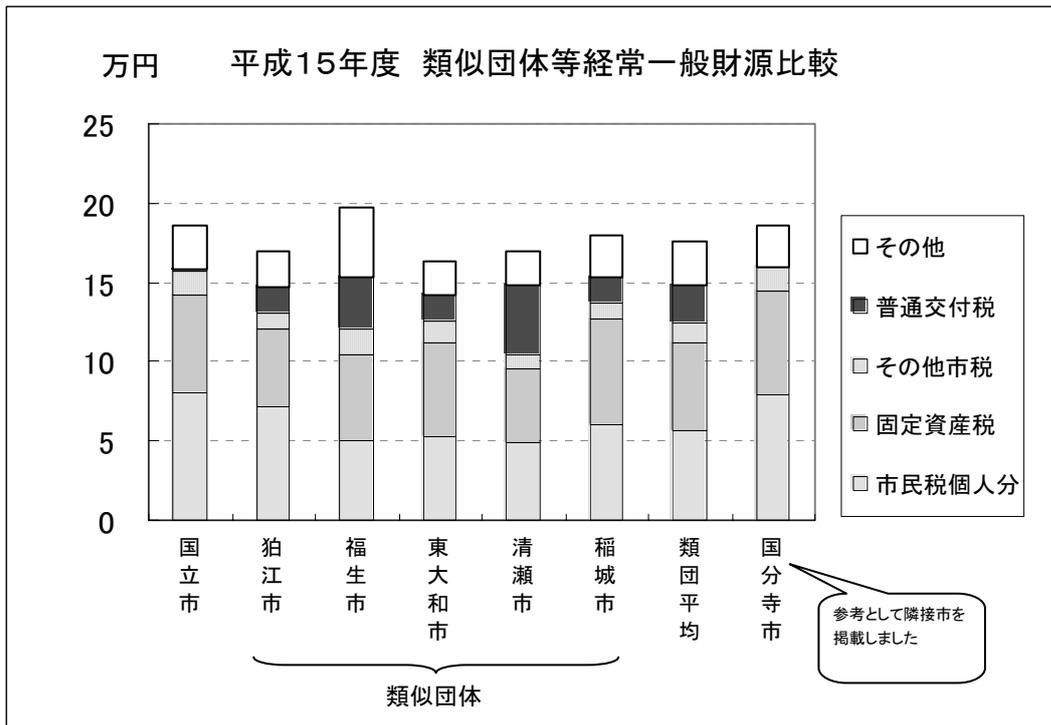
市名	市税決算額 (都市計画税 を含む) 円	市 税 率	
		徴収率 %	26市 順位
国立市	172,215	94.8	4位
福生市	131,835	92.4	17位
狛江市	142,721	92.1	19位
東大和市	137,910	93.2	12位
清瀬市	114,521	91.9	23位
稲城市	151,179	94.2	9位
類似団体 5市平均	135,633	92.8	-
国立市-類団平均	+36,582	+2.0	-
(参考)国分寺市	176,492	92.7	16位

住民1人あたりの歳出の比較では、市税収入が必ずしも多くない福生市、稲城市が多くなっています。このことは、市税以外の収入が国立市より多いことを意味しています。

国立市の住民 1 人あたりの市税は、類似団体の中では高い水準にあり、となりの国分寺市と比べると、少し低くなっています。なお、国立市の市税の徴収率は 26 市中 4 位と比較的高い水準にあります。

(2) 収入の比較（経常的に収入される一般財源）

経常収支比率の分母にあたる収入について比較します。

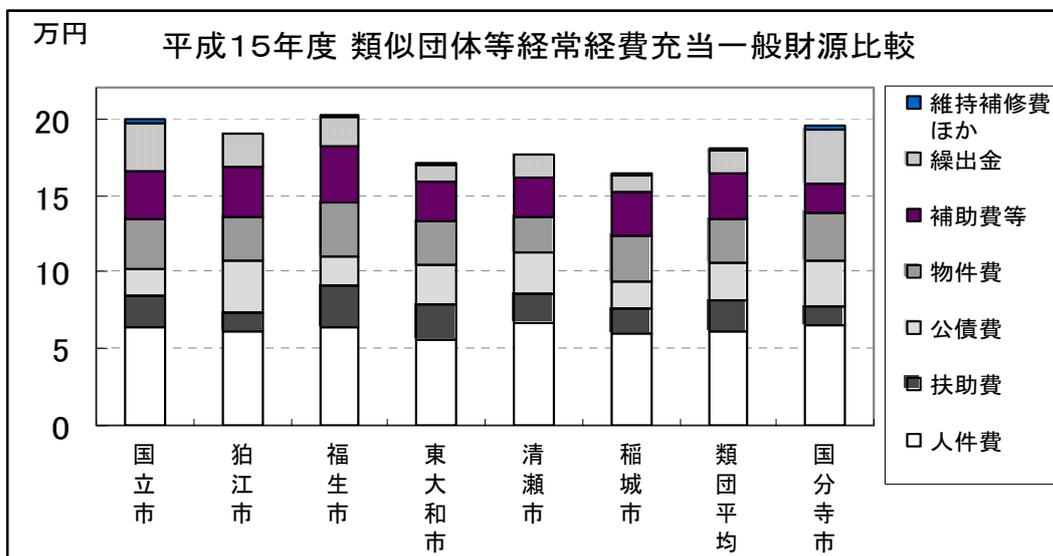


類似団体との比較で、人口 1 人あたりの経常一般財源（収入）は、市税については各市の特徴により差がありますが、普通交付税を加えるとそれほど大きな差はありません。

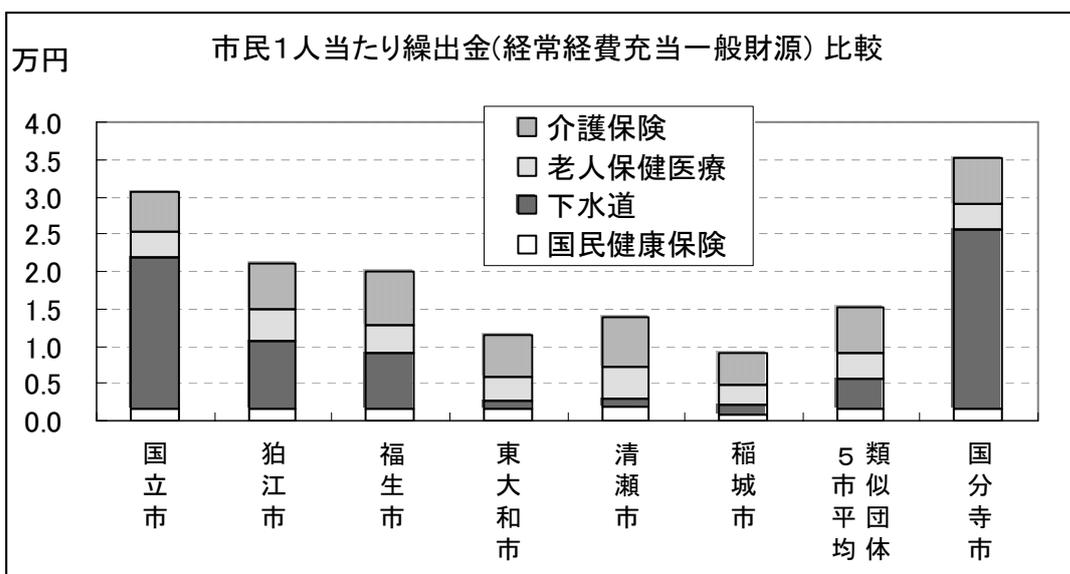
なお、福生市の「その他」が多くなっていますが、「基地交付金」が約 1 3 億 2 千万円（人口 1 人あたり 2 2, 1 6 3 円）と大きな額になっていることによるものです。

(3) 支出の比較（経常経費に充当した一般財源）

経常収支比率の分子（支出）から見た比較をします。



国立市と国分寺市は、繰出金が多くなっています。下水道の整備を同時期に集中的に進めたことから、下水道事業特別会計への支出（建設のための起債の元利償還金分）が多くなっていることによります。（下のグラフをご覧ください。）



下水道事業特別会計への繰出金分が、類似団体平均を額で約11億7千万円上回っています。（仮にこれを類似団体平均並とすると、経常収支比率は8.7ポイント下がって98.6%となり、26市平均99.1%や類似団体平均103.1%を下回

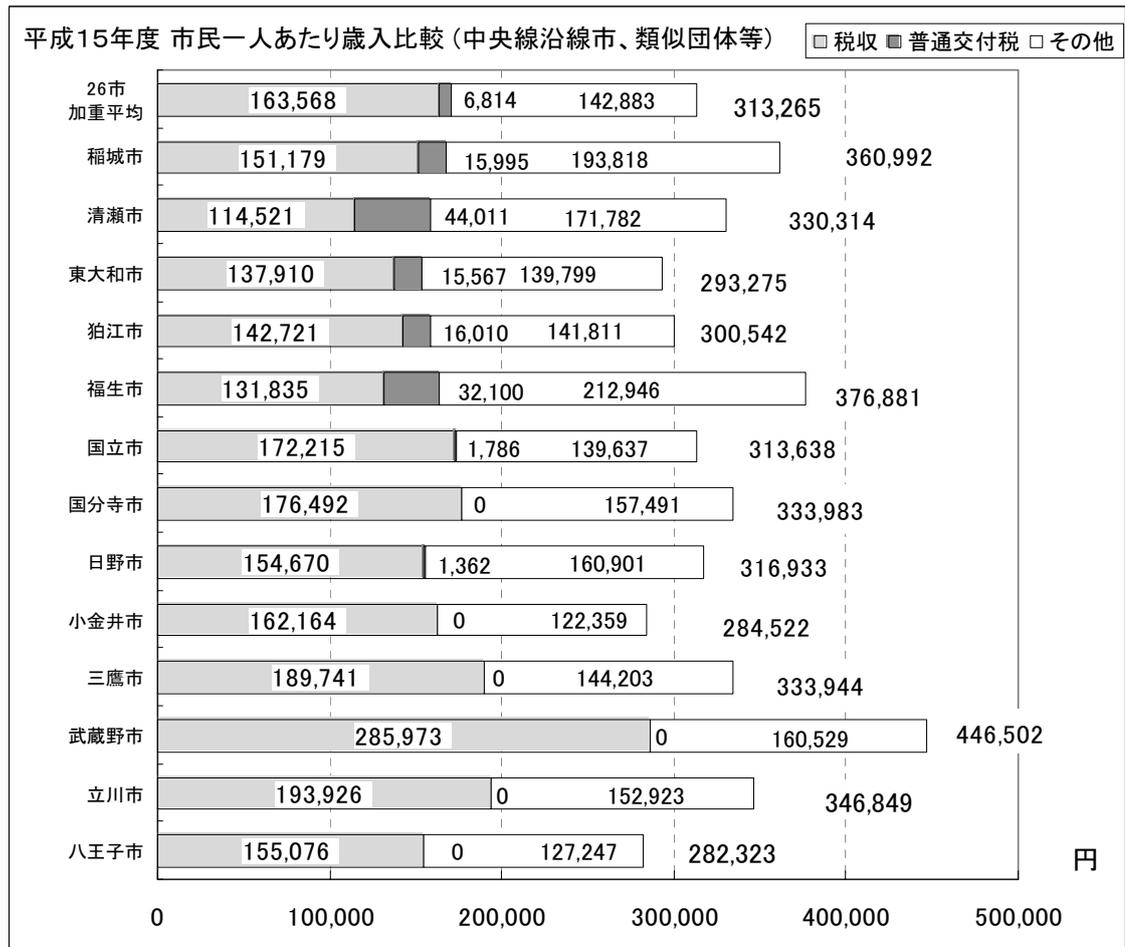
る数値になります。)

下水道の普及により、市民生活は衛生面で大きく改善され、いっ水対策も進みましたが、大規模な整備を短期間に行なったことにより、財政面での負担は大きく、国立市の財政硬直化の構造的要因となっています。

4. 歳入の特徴

(1) 歳入構造

下のグラフは、国立市の類似団体と、中央線沿線市の市民1人あたりの歳入（市の収入）を比較したものです。



国立市は、多摩26市の平均と比べて、市民一人あたりの税収はやや多く、歳入全体では同等の位置にあります。

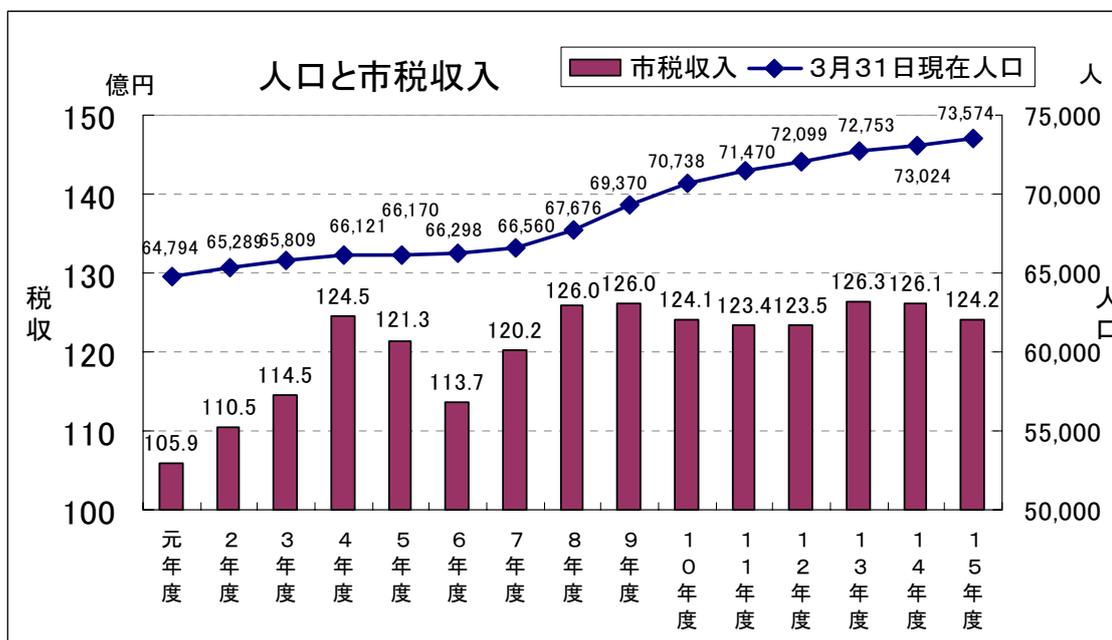
(その他の特徴)

- ア. 税収の多い武蔵野市と他市では、収入に大きな差があります。
- イ. 普通交付税が、税収の少ない市の財源不足を補っています。
- ウ. 福生市は国庫支出金・基地交付金が多く、稲城市は都支出金・諸収入（他市からの環境整備費負担金など）が多くなっており、その他収入でもばらつきがあります。

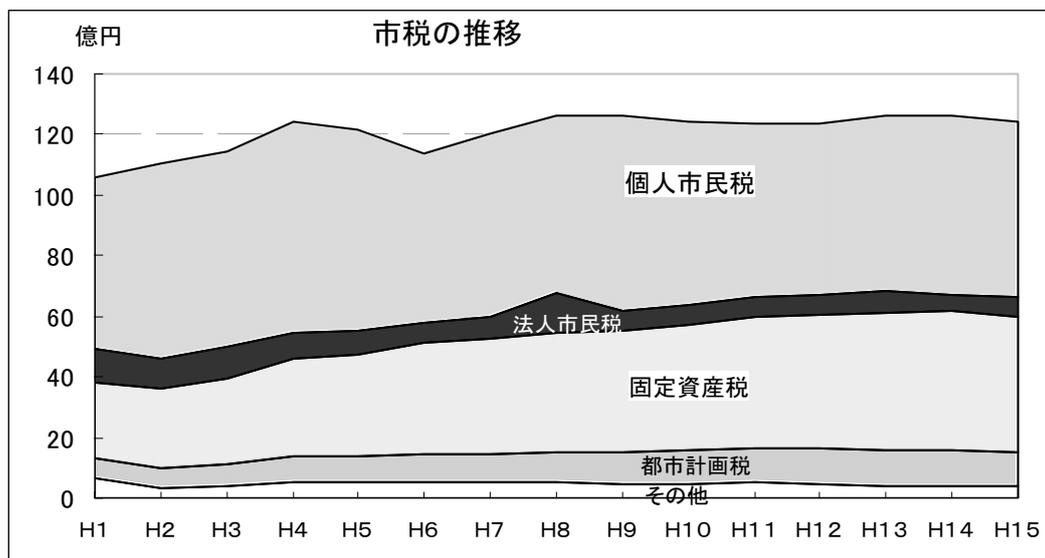
※ 建設事業が多い市は国・都支出金が多くなる傾向があります。

(2) 市税収入の状況

国立市の収入の約半分を占める市税収入について少し見てみましょう。



平成8年度以降、人口は急増していますが、市税収入は不況や減税の影響で横ばい傾向にあります。景気動向を考慮すると、今後も大きな伸びは期待できません。



市税の内訳では、市民税は個人・法人とも景気の影響や減税により長期的には横ばい・減少の傾向です。また、固定資産税・都市計画税は土地の負担調整制度や新築マンション等の増加により増の傾向が続きましたが、平成15年度は、評価替えの影響もあり減少に転じました。

※**市民税**…個人の所得に対して課税する「**個人市民税**」と法人に対して課税する「**法人市民税**」があります。

個人市民税には、住民に広く負担していただくための「**均等割**」と、所得に応じて比較的ゆるく累進課税される「**所得割**」とがあります。

また、**法人市民税**には、法人の資本金等に応じて課税される「**均等割**」と、国税の法人税の額に応じて課税される「**法人税割**」があります。

※**固定資産税・都市計画税**…土地・家屋・償却資産という個人や法人の資産に対して課税する税です。

このうち、**都市計画税**は都市計画事業（都市計画街路、下水道、中央線連続立体交差化事業など）や区画整理事業の財源とするための**目的税**です。平成15年度決算では、都市計画税約11億円が、これらの都市計画等の事業費約27億円（元利償還金を含み、人件費を除く）の財源として使われました。

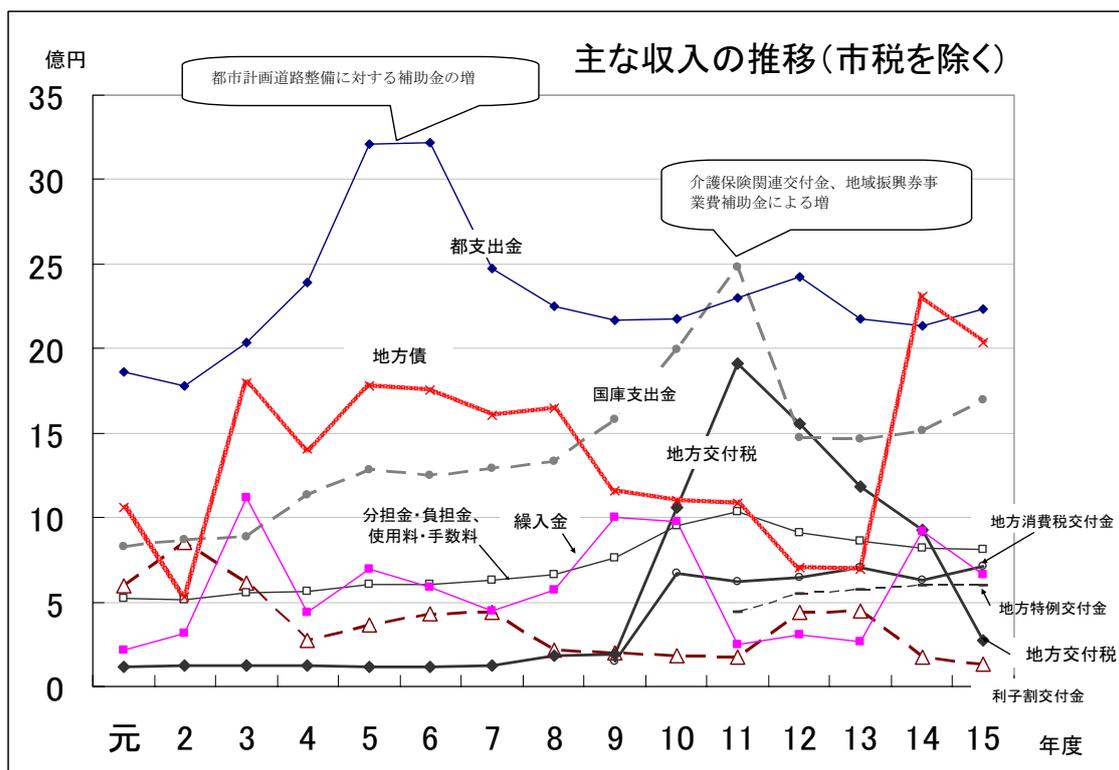
※**固定資産税・都市計画税の土地にかかる負担調整制度**…課税標準額が評価額に比べて低い場合に、税額の激増をさけるため、課税標準額を毎年、少しずつ引き上げていく制度。バブル経済の崩壊以降、土地の価格は下落していますが、課税標準額は現在でも土地の値上がり前から引き続きの、時価より低い水準にあるため、負担調整制度によって土地の税額が毎年上がってきました。

※**その他の税**…市内のたばこの売上げに応じて収入される**市町村たばこ税**、バイク、軽自動車などに課税する**軽自動車税**、大規模な未利用土地の取得や保有に対して課税する**特別土地保有税**があります。

(参考) 平成15年度 市税決算額の内訳 ※各欄ごとの四捨五入となっています

区 分		決 算 額 (千円)	構 成 比
市民税	個人分	5, 789, 902	46.6%
	法人分	649, 736	5.2%
固定資産税		4, 452, 285	35.8%
軽自動車税		27, 112	0.2%
市町村たばこ税		382, 502	3.1%
特別土地保有税		0	0.0%
都市計画税		1, 123, 086	9.0%
合 計		12, 345, 355	100.0%

(3) その他の収入



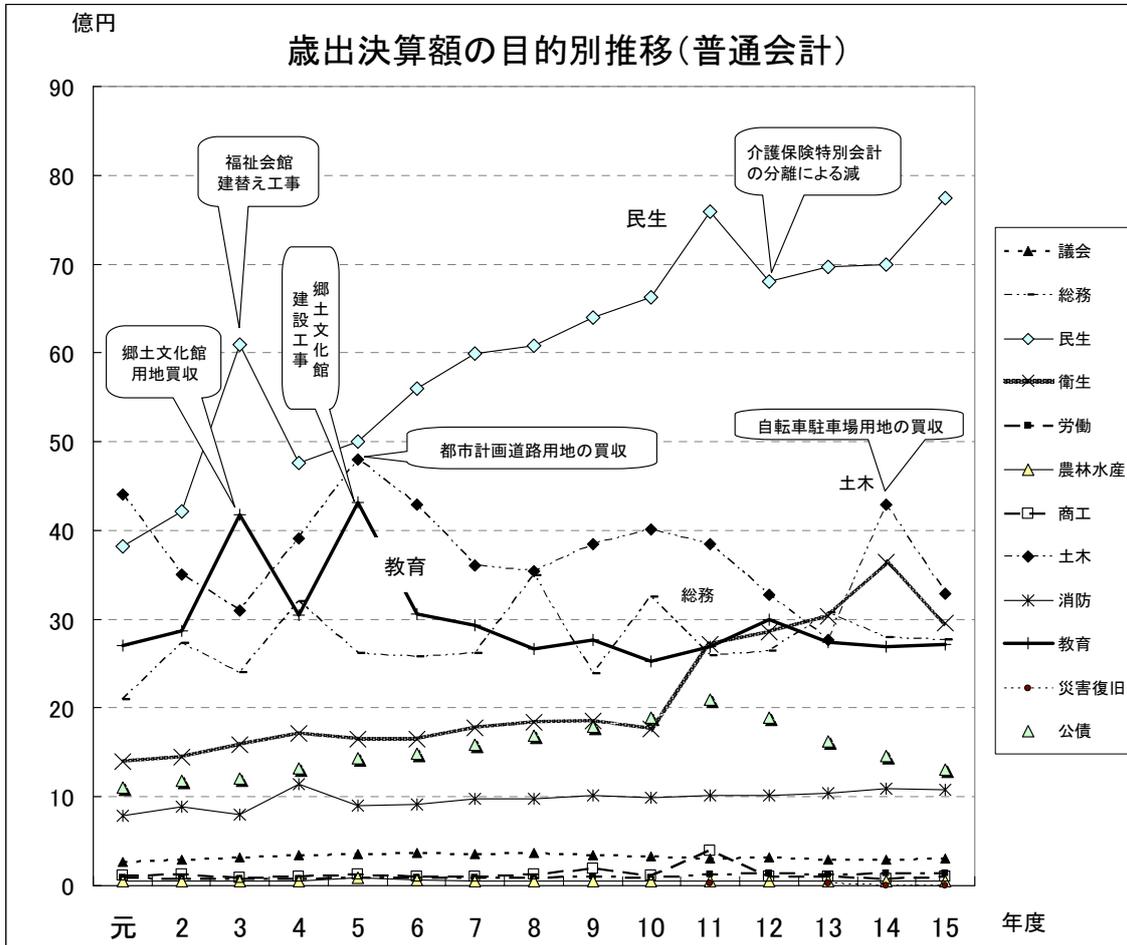
地方交付税が、平成10年度から大きく伸びています。これは、国立市の行政需要に対して、市税等の収入が追いついていない状態になったことを反映しています。また、平成13年度以降の地方交付税の減少は、国の税収不足により必要額が交付されなくなり、地方自治体が借金をすることになったためです。

地方債の借入れは、都市計画道路の整備が進んだこと、福社会館、郷土文化館などの大型の建設が終了したこと等により、減少してきましたが、平成13年度以降の臨時財政対策債(地方交付税の不足を補う借金)の増加や、平成14年度の中1丁目の自転車駐車場用地買収のための借入れによる増加がみられます。

5. 歳出の特徴

今度は、歳出（市の支出）を見てみましょう。

(1) 歳出の推移その1 … 行政目的別推移



目的別では、大きな建設事業の有無による増減は別として、民生費・衛生費が増傾向にあります

特に、民生費は、平成元年度の約38億円から、平成15年度の約77億円の倍増しています。(12年度の民生費の減は、介護保険特別会計の分離による減です。)これは、のちほど説明しますが、扶助費(保育所運営費や生活保護費・障害者支援費・乳幼児医療助成費・児童手当等の給付的な費用)、や国民健康保険・老人保健医療・介護保険等の特別会計への繰出金の増加によるところが大きいです。

また、衛生費は、

(ア)平成11年度に、多摩川衛生組合(ごみ焼却事業等の一部事務組合で、稲城市、狛江市、府中市、国立市が共同設置)に加入し、新しい清掃工

場の建設費と稲城市環境整備費負担金の合計約2.6億円を5年間の分割で支払っていること

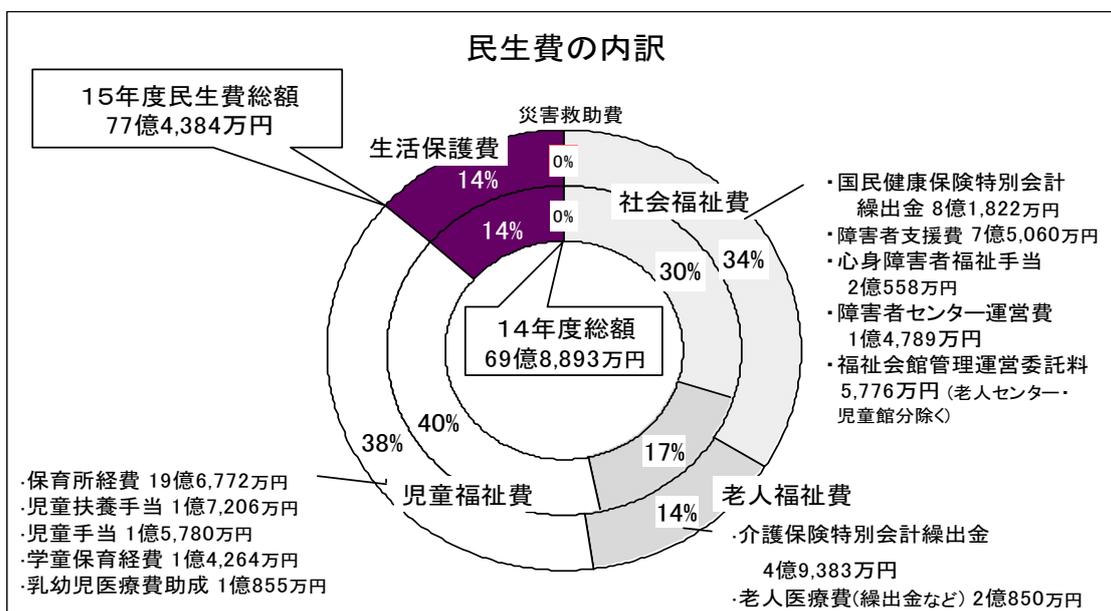
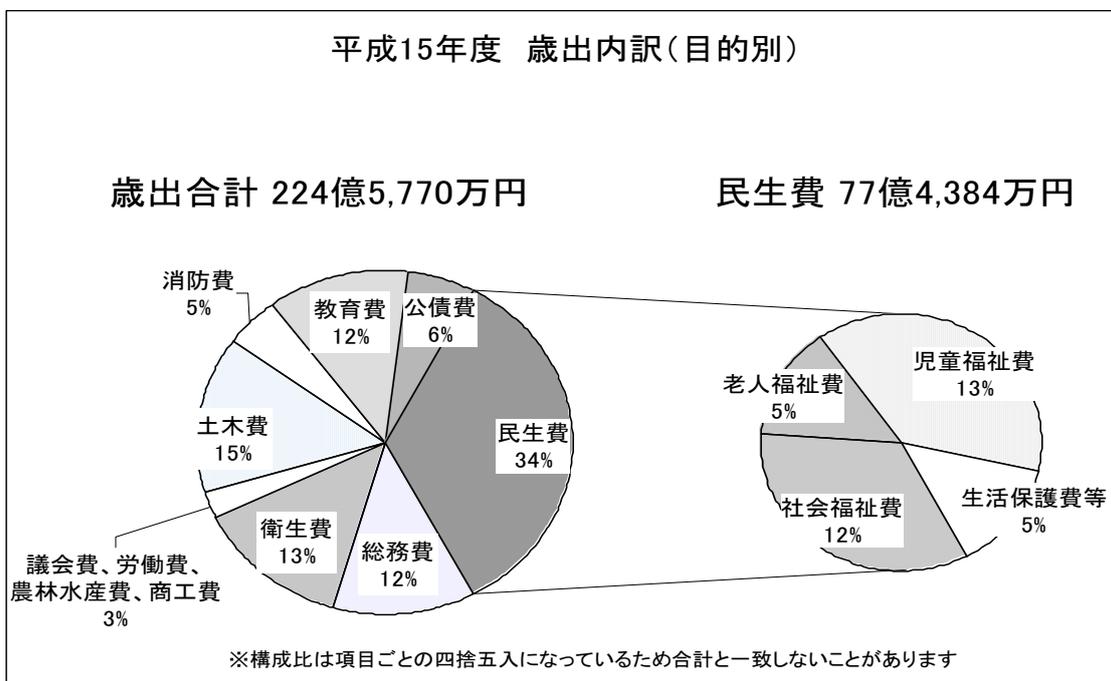
(イ)多摩川衛生組合の毎年の負担金が、清掃工場の建設の際に借り入れた地方債の元利償還金の増加（国立市の負担分で、平成11年度約3億円、平成12年度約4億円、平成13年度からは約6億円）により、増えていること

(ウ)成人基本健診・母子保健事業など、保健衛生費が増えていることにより増加しています。なお、平成14年度の衛生費の増加は、旧清掃工場解体工事と清化園衛生組合解体工事の負担金によるものです。

土木費は、都市計画道路建設完了により減少していますが、今後は中央線連続立体交差化事業の工事進捗により、大きく増えることが見込まれます。

(2) 歳出内訳と民生費

歳出の約1/3を占める民生費では、介護保険特別会計の分離により、平成12年度から老人福祉費が減り、児童福祉費が最も多くなっています。

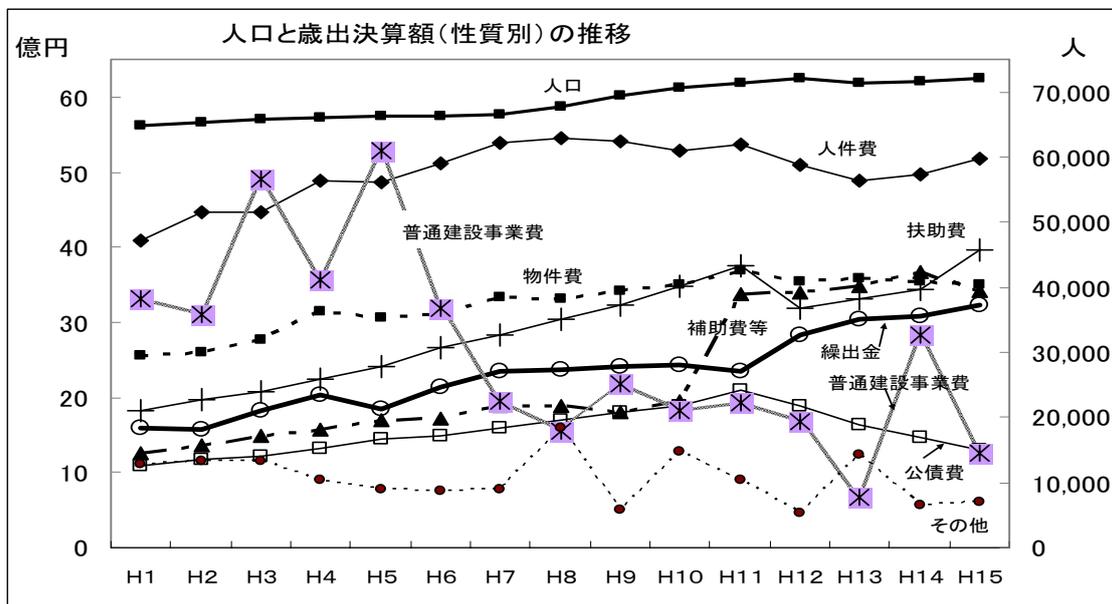


平成15年度は、障害者支援費制度の創設に伴い社会福祉費が大きく伸び、民生費のなかに占める割合が大きくなっています。

なお、国民健康保険・老人保健医療・介護保険については、別に特別会計により運営しているため、ここでは市税などにより一般会計が負担している額のみ繰出金として計上されています。※平成15年度の各特別会計の事業規模は、国民健康保険が約50億円、老人保健医療が約48億円、介護保険が約29億円です。

(3) 歳出の推移その2 …性質別推移

人口と歳出決算額（性質別）の推移



性質別では、普通建設事業費が減少傾向にあり、扶助費・補助費等・繰出金は増加の傾向にあります。

普通建設事業費は、福社会館建設事業（平成2～3年度）・郷土文化館建設事業（平成3～5年度）などの大型事業がないことにより減少しています。

人件費は、定員の削減により減少傾向にありましたが、定年等退職者の増加により平成14・15年度は増加しました。

扶助費は、平成12年度決算では、介護保険特別会計の分離により一時的に減少しましたが、再び増加しています。

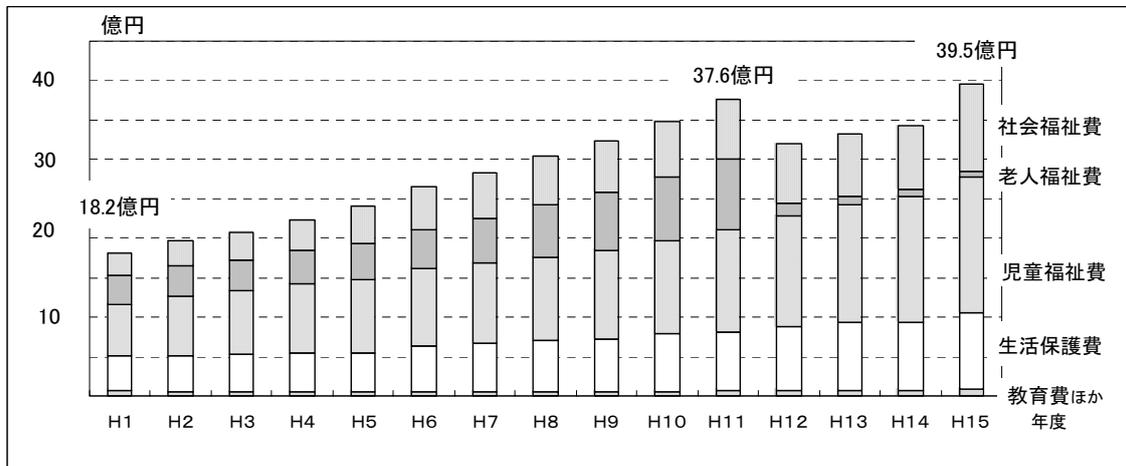
補助費等は、三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金の増加、ごみ焼却の直営から多摩川衛生組合への切り替えに伴う負担金の増加、東京都消防委託金の増加などにより増加しています。

繰出金は、下水道事業特別会計の公債費（過去の建設事業の借入金に対する元利償還金）分の繰り出しの増加、医療費の増による国民健康保険・老人保健医療特別会計への繰り出しの増加により増えつづけています。なお、平成12年度の急増は、介護保険特別会計が一般会計から分離したため、法定負担分が繰出金として新たに発生したことによります。

扶助費については次で、公債費については後で、もう少し詳しく説明することにします。

(4) 扶助費の増加

扶 助 費 の 推 移

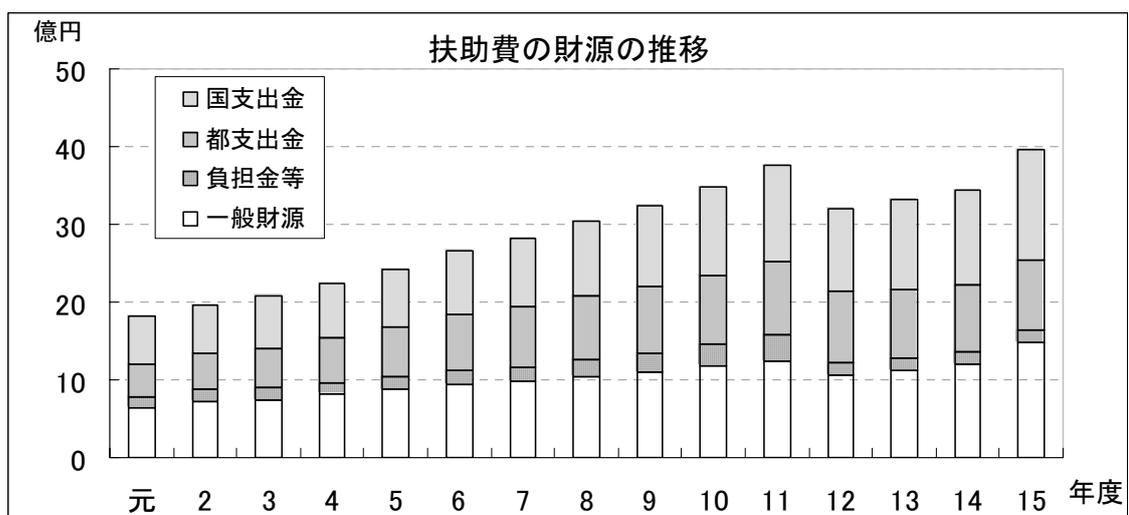


平成12年度からは、介護保険特別会計の分離により、老人福祉費が減っていますが、平成15年度の扶助費は約40億円と、平成元年度の約18億円の2倍以上に伸びています。

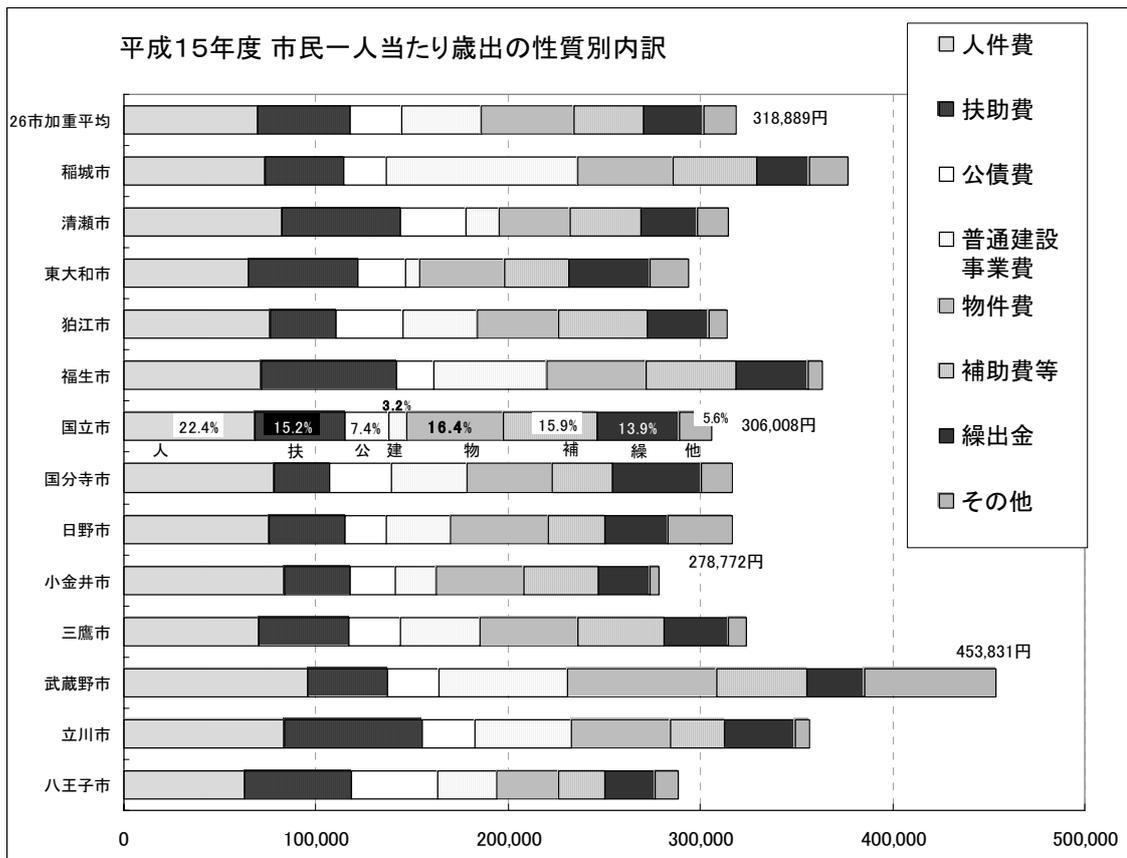
内訳では、民生費関係を中心にいずれも増加しています。ちなみに、扶助費のうち、事業費で最大のものは、生活保護費（平成15年度で約10億円）、次は私立保育園運営費（平成15年度で約9億円弱、公立保育園分は人件費・物件費などに計上されるため含みません）となっています。

民生費は義務的な経費が多く、またそれぞれ対象者（需要）が増加しているため、今後も増加が見込まれます。

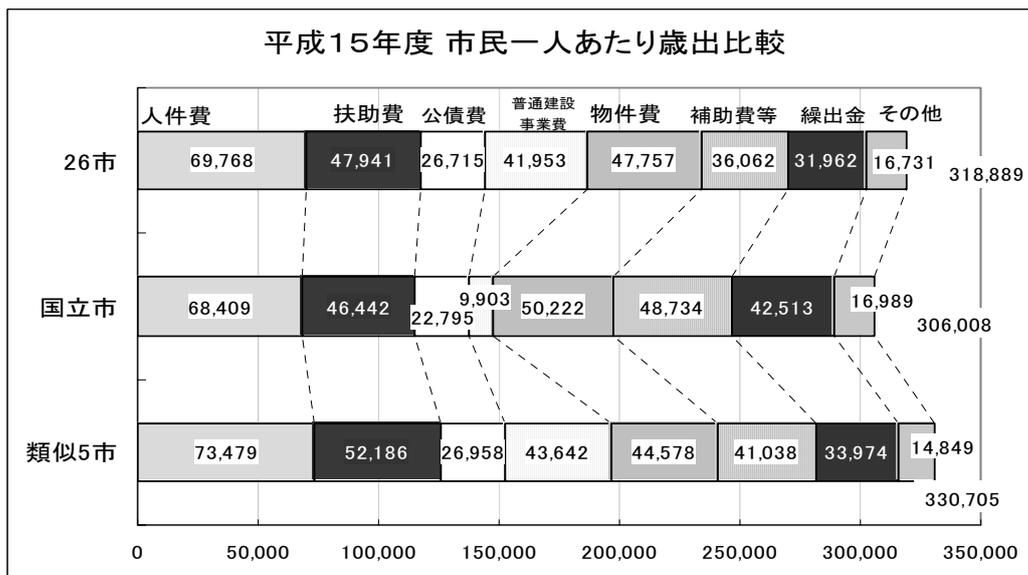
なお、財源から見ると次のグラフのようになります。



(5) 市民一人あたりの歳出の比較



歳入と同様に、類似団体や中央線沿線市との比較です。武蔵野市・立川市・福生市・稲城市が、歳入と同じく市民一人あたりの支出額が多くなっています。

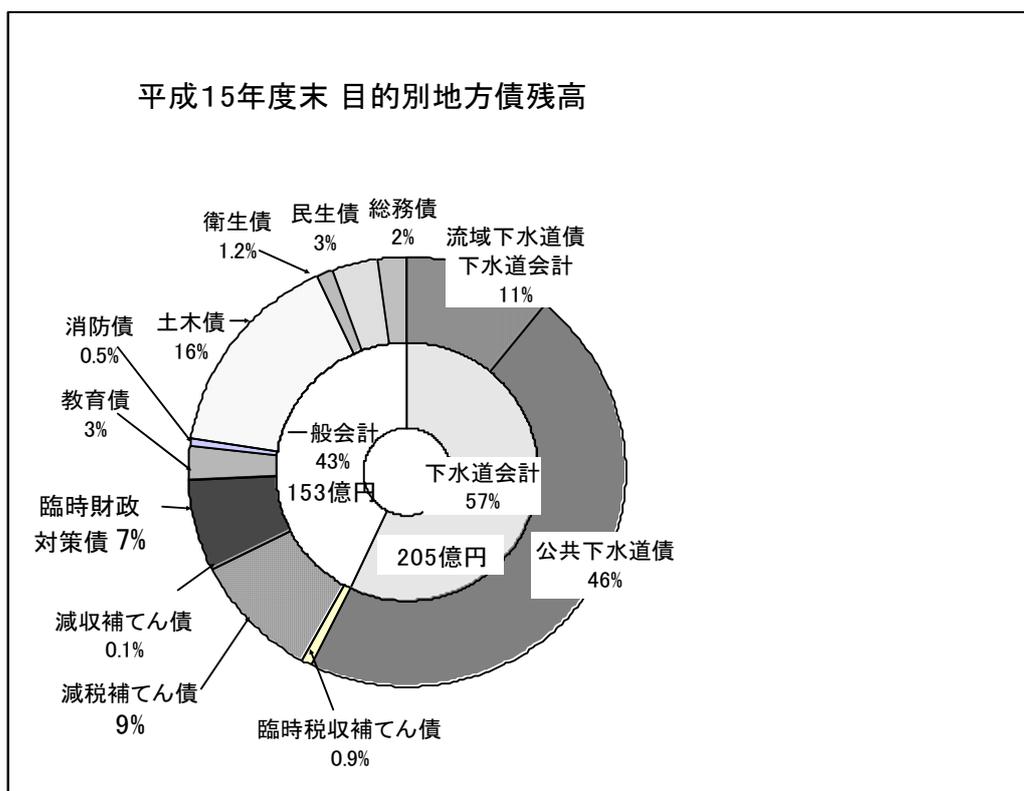


国立市は、平均と比べて普通建設事業費や公債費・人件費・扶助費が小さく、繰出金・補助費等・物件費が大きいことがわかります。

6. 地方債

地方債は、地方自治体が、建設事業をするとき、又は減税等の際に財源不足を補うために、借り入れる長期の借金です。返済（償還）期間は、建設する施設の耐用年数を考慮して、おおむね10年から30年間で、普通会計では20年又は25年、下水道事業特別会計では、28年又は30年が最も多くなっています。

(1) 目的別の地方債残高



下水道事業の借入金残高が、市全体の6割近くを占めており、いかに大きな事業であることを示しています。

(2) 地方交付税制度の実質的破たんと赤字地方債の借入れ

建設事業の借入金は、一般家庭に例えると、住宅ローンのように貯金や単年度の収入ではまかないきれない資金を借り入れることによって、必要なときに良い住環境を獲得できるという利点があり、また地方公共団体では、世代間の負担を均等化し受益者が広く負担するという面で、それなりの理由があります。

しかし、減税補てん債や臨時財政対策債などのいわゆる「赤字地方債」は、資産形成として何も残らず、将来世代の収入を現在の世代が先に使っているよ

うなものです。

国の政策（法改正）によって、地方税は地方自治体の意見を聞くことなく減税となり（※脚注参照）、また、平成15年度の国立市の場合、国が地方交付税で本来交付すべき金額が約15億円も減額となりました。

これらはあまりに巨額で、赤字地方債を借りなければ財政運営が非常に困難となってしまったため、また、赤字地方債の返済（元利償還金）は、後年度の地方交付税で措置される（100%補てんされる）との約束があったため、国立市もやむなく起債してきましたが、将来の国民が負担することには変わりありません。

また2002年版の財政白書で指摘したように、不交付団体となった場合は、元利償還金が補てんされなくなります。そして、平成15・16の両年度には、東京都の26市で、地方交付税の不交付団体が増加し、国立市も平成16年度に不交付となって、危惧が現実のものとなりました。

地方交付税の不交付団体の増加は、これらの団体の財政状況が好転したためではなく、国の交付税特別会計の原資である所得税・法人税などが景気低迷や減税政策のために落ち込んだため、必要額（地方交付税算定上の財源不足額）を交付することができなくなったことによるものです。

また、交付団体であっても交付額が年々大幅減しているため、赤字地方債の元利償還金が実際に補てんされているかどうか、見えなくなっています。

※国立市の場合、減税は約8億円規模となっています。ただし平成11年度からその3/4が地方特例交付金により国から補てんされることとなり、国立市の借金は残り1/4の約2億円となっています。

※臨時財政対策債は、地方交付税で交付すべき額の一部を、地方公共団体の借金（起債）に替える制度です。平成15年度は、東京の26市のうち、八王子市と武蔵野市を除く24市が借り入れています。

※平成15年度末の減税補てん債の借入れ残高は33億7,779万円、臨時財政対策債の残高は24億3,040万円にのぼり、臨時税収補てん債などその他の赤字地方債とあわせた赤字地方債の残高の合計は、61億4,518万円にのぼっています。

※東京の26市のうち、平成15年度に八王子市・小金井市・国分寺市及び羽村市が、平成16年度に昭島市・日野市・国立市が新たに地方交付税の不交付団体になりました。その結果、2年間で26市のうち、不交付団体は7市から14市に増加しました。

(3) 利率別の地方債残高

一般会計 平成 15 年度末 借入先別・利率別地方債現在高

(単位:千円)

借入先 利率(%)	財務省	総務省	文部 科学省	公営企業 金融公庫	多摩中央 信用金庫	東京都	区市町村 振興協会	東 京 みどり 農 業 協同組合	合 計
7.5%超									0
7.5%以下		9,023							9,023
7.0%以下	26,066			37,334					63,400
6.5%以下		25,751		37,334					63,085
6.0%以下									0
5.5%以下	382,330			2,000					384,330
5.0%以下				8,000		618,215			626,215
4.5%以下	230,360	243,553				377,560			851,473
4.0%以下	16,445	417,869			21,420	441,004			896,738
3.5%以下	859,000					443,656			1,302,656
3.0%以下	1,007,900	32,906				295,642			1,336,448
2.5%以下	1,638,311	239,600	29,296	678,203	3,140,600	3,929,457	38,820	108,000	9,802,287
合 計	4,160,412	968,702	29,296	762,871	3,162,020	6,105,534	38,820	108,000	15,335,655

※各欄ごとに四捨五入しているため、行・列の計が合計欄と一致しないことがあります。

下水道事業特別会計 平成 15 年度末借入先別・利率別地方債現在高

(単位:千円)

借入 先 利率(%)	財務省	総務省	公営企業 金融公庫	東京都	合 計
8.0%超					
8.0%以下	9,184		5,139		14,323
7.5%以下	446,716		269,511		716,227
7.0%以下	915,328		436,336		1,351,664
6.5%以下	347,907		566,131		914,038
6.0%以下			535,552		535,552
5.5%以下	398,887	2,507,883	664,821		3,571,591
5.0%以下	2,767,197	437,100	1,075,728		4,280,025
4.5%以下	1,324,438		1,180,530		2,504,968
4.0%以下	1,416,487	890,550	498,341		2,805,378
3.5%以下	196,934	614,627	375,507		1,187,068
3.0%以下	487,101		203,744	77,320	768,165
2.5%以下	517,520	671,581	597,536	46,394	1,833,031
合 計	8,827,699	5,121,741	6,408,876	123,714	20,482,030

地方債は、建設費の世代間の公平な負担を図る効果があるといっても、高金利での借入れは、市財政を圧迫する大きな要因となります。利率6%で100万円借入れ、20年で返済する場合、元金100万円に対して支払う利子の合計は約79万円になります(今までの国立市の借入れで最も一般的な、元金据え

置き3年、元利均等払いの場合)。平成15年度の元利償還金の内訳は、次のとおりです。

平成15年度元金・利子の内訳 … 一般会計・下水道会計

単位：千円

	元金	利子	計
一般会計	1,504,581	335,873	1,840,454
下水道会計	958,858	973,440	1,932,298
計	2,463,439	1,309,313	3,772,752

(4) 地方債の繰上償還・借換え

国立市では平成8年度から高利率の地方債について繰上償還をしています。また、平成12・13及び15年度には借換えをしています。

地方債繰上償還の状況(平成8～12年度)

会計	借入先	目的	借入年度	借入金額(千円)	借入利率	繰上償還額(千円)	軽減利子額(千円)	繰上償還年月日
H8 下水道事業特別会計	東京都(振興基金)	公共下水道	S55	71,000	7.50%	24,501	4,760	H9.2.1
		流域下水道	S55	14,000	7.50%	4,831	938	
		計		85,000		29,332	5,698	
H9 下水道事業特別会計	東京都(振興基金)	公共下水道	S54	25,000	7.15%	4,533	491	H10.2.1
		流域下水道	S54	15,000	7.15%	2,719	295	
		流域下水道	S56	12,000	7.30%	4,101	775	
		流域下水道	S59	50,000	7.10%	26,888	8,158	
計		102,000		38,241	9,719			
H10 下水道事業特別会計	東京都(振興基金)	公共下水道	S58	74,000	7.10%	30,300	6,748	H11.2.1
		流域下水道	S58	19,000	7.10%	7,780	1,733	
		公共下水道	S59	4,000	7.10%	1,903	500	
計		97,000		39,983	8,981			
H11 一般会計 下水道事業特別会計	東京都(振興基金)	城山公園 用地取得 他8件	S55 ～59	841,000	7.1% ～7.5%	253,842	47,614	H12.2.1
		流域下水道	S60	55,000	6.05%	43,537	25,629	
		計		896,000		297,379	73,243	
H12 一般会計	東京都(振興基金)	府中都市 下水路 負担金 他3件	H1 ～2	350,000	6.2% ～6.6%	239,154	88,025	H13.2.1
		計		350,000		239,154	88,025	
合計				1,530,000		644,089	185,666	

※繰上償還額及び軽減利子額は、各年度の会計区分毎に千円未満を四捨五入しています。

地方債借換えの状況（平成12～15年度）

	会 計	借入先	目 的	借入年度	借入金額 (千円)	当初借入れ →借換え 利率	借換え額 (千円)	軽減利子 額 (千円)	借 換 え 年 月 日
H12	一般会計	公営企業 金融公庫	臨時地方道整備	S55 ～58	244,400	7.2%～8.1% →1.95%	39,400	2,411	※臨時特例 借換え債 H12.7.28
H13	一般会計	東京都 (振興 基金)	府中都市下水路 負担金他3件	S60 ・H1	701,000	6.05%～ 6.2% →0.3～0.6%	393,000	96,556	H13.7.31
H15	一般会計	東京都 (振興 基金)	福祉会館建替え 他1件	H3	837,000	5.5% →0.4%	535,000	140,418	H15.4.30
合 計					1,782,400		967,400	239,385	

繰上償還は、一時的に多額の資金を必要とするため、借換へのほうがより望ましいのですが、国立市の長期借入金（地方債）残高の大部分を占める政府資金・公営企業金融公庫資金については、従来から、借換へに依っていないか、国立市にとって事実上不可能な条件（公庫資金の下水道事業債の場合、下水道使用料の大幅引き上げをすること）がついています。

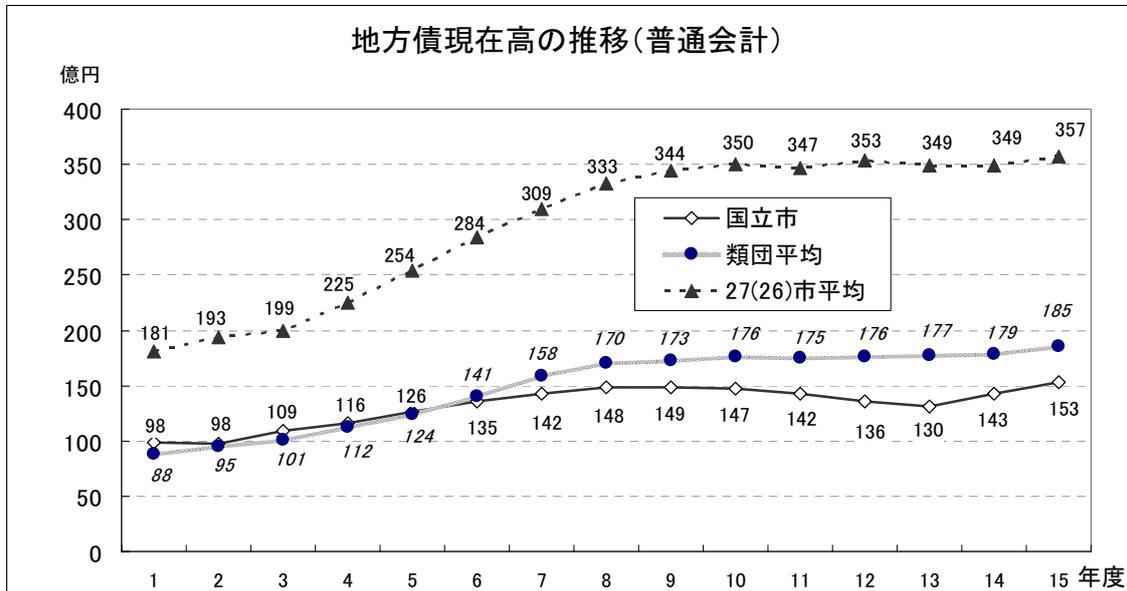
ただし、平成12年度の特例として公営企業金融公庫が一般会計債について臨時特例借換え債を認めたものの、国立市の場合 3,900 万円と全体のなかでは小さな割合にとどまりました。

また、繰上償還については、従来から東京都が依じていましたが、国・公庫は認めていませんでした。ようやく平成13年度には、政府資金のうち財務省分について繰上償還を認めることとしましたが、返そうとする地方債の借入利率（例えば6%）と現在の運用利率（2%程度）との差額（例えの場合、4%の利子相当額）を将来の分まで補償することが条件という、民間からの借入れでは考えられない条件がついています。

国や公庫にも高金利時代の郵便貯金などを主な原資として貸し付けているという事情がありますが、国立市としては、せめて郵貯満期である10年経過後には金利差の補償なしの繰上償還を認めるよう、また借換を広く認めるよう市長会を通じて働きかけています。

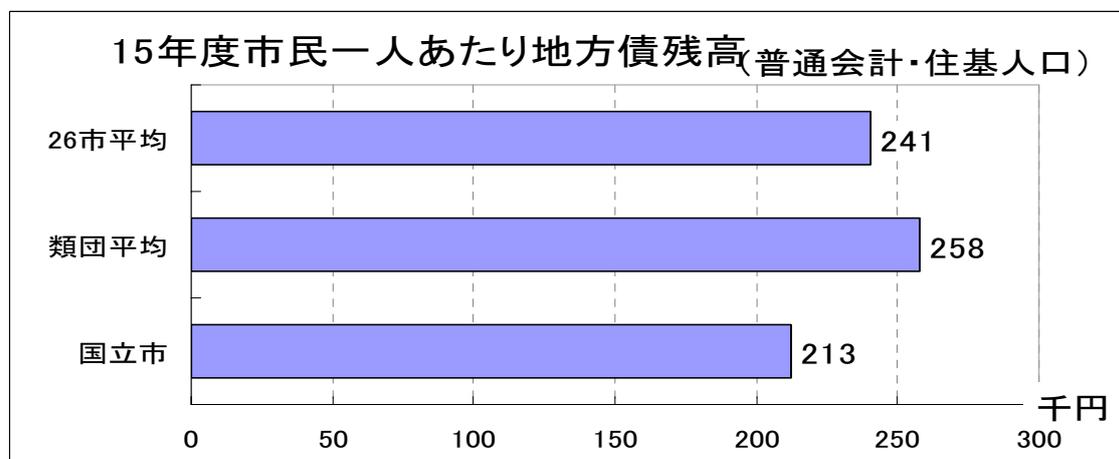
(5) 地方債現在高の推移

ここで、普通会計（一般会計）の地方債現在高の推移をご覧ください。



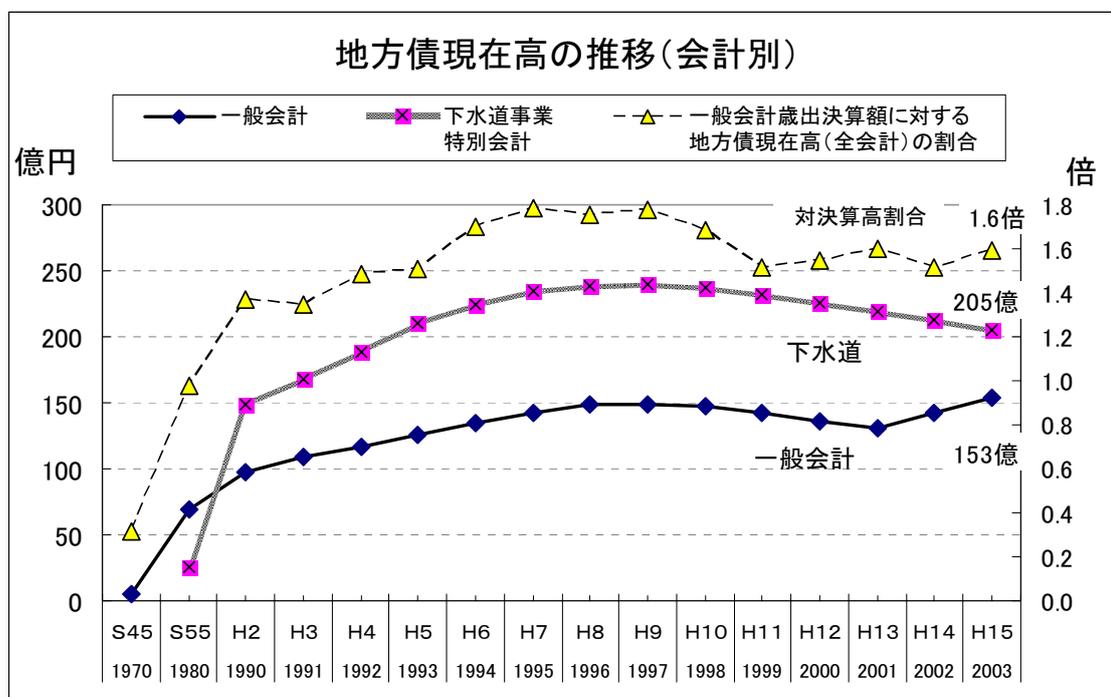
上のグラフでは、多摩の各市と比べて緩やかなものの、国立市の場合も、平成9年度まで地方債の残高が増え続けたことがわかります。学校建設などの過去の地方債を返し終わったことに加え、繰上償還をしたため普通会計（一般会計）の地方債残高は平成9年度から減少しましたが、平成14年度から臨時財政対策債の借入れ(H14・15)や自転車駐車場用地取得(H14)により再び増加しています。

※ 市の規模が異なるため、残高の金額は一概に比較できません。



また、上のグラフでは、国立市の市民一人あたりの地方債残高は、普通会計に限って言うと他市の平均より小さいことがわかります。

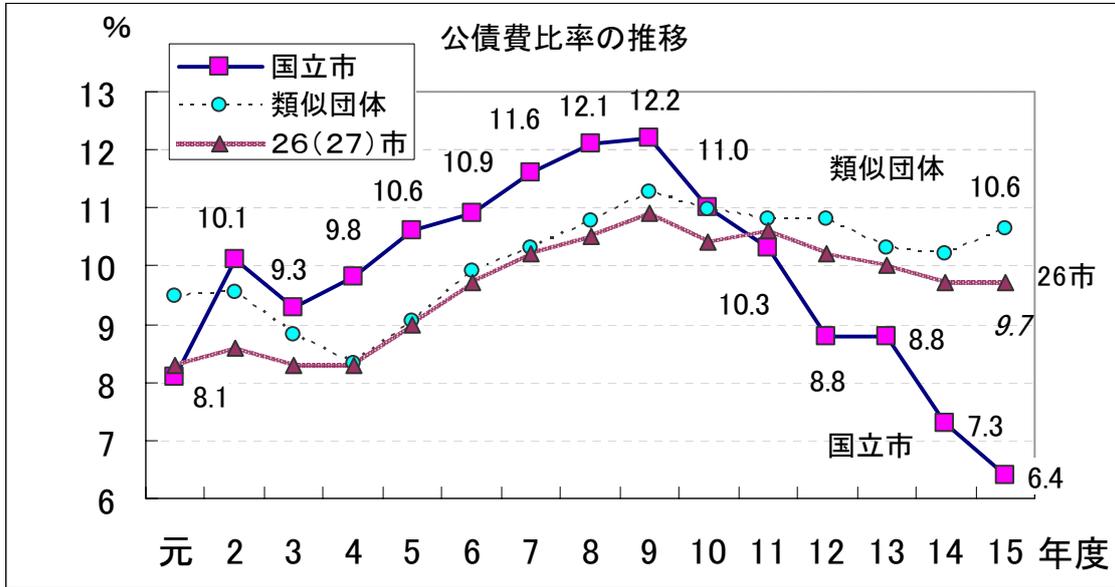
決算統計の比較は、特別会計を含んでいませんが、国立市の場合、昭和の終わりから平成のはじめにかけて急速に下水道を整備したことから、下水道事業特別会計の地方債残高が一般会計のそれを上回ることとなりました。（下のグラフをご覧ください。）



平成 15 年度末には、全会計の地方債残高が、一般会計決算額の 1.6 倍もの規模となっています。地方自治体の場合、一般家庭の家計よりも義務的な経費が多いため、1.6 倍という数字は決して小さくありません。

(7) 公債費比率の推移

地方財政の主要な指標と言われるものに、公債費比率があります。



公債費比率は次の式で計算されます。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還金に充当した一般財源（繰上償還を除く）} - \text{（A） 地方交付税に算入された元利償還金}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{（A）}}$$

※標準財政規模 … 地方交付税算定を通じて計算される、それぞれの地方自治体の歳入から見た標準的な財政規模(平成 15 年度 13,145,923 千円)

$$\begin{aligned} & \text{国立市の} && 1,277,476 \text{ 千円} & - & 359,009 \text{ 千円} \\ \text{公債費比率} = & \frac{\quad}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{（A）}} = 6.4\% \\ \text{(平成 15 年度)} &&& 13,145,923 \text{ 千円} + 1,508,877 \text{ 千円} - 313,370 \text{ 千円} \end{aligned}$$

公債費は義務的な経費であるため、大きいと財政の硬直化を招くこととなります。公債費比率は、10%以下が望ましいと言われています。

国立市の平成12年度の公債費比率は6.4%ですので、あくまで普通会計の範囲での話ですが、適正範囲に収まっているように見えます。

しかし、地方交付税に算入される元利償還金を算式で除いていること、臨時財政対策債を分母に加算することになったことなどを考慮すると、地方交付税制度が変貌した現在、この算式での公債費比率は、実態より小さな数値となってしまうこと、及び元利償還金が必ずしも交付税で交付されないことから、財政指標としての有効性を失いつつあるといえます。

また、国立市の場合、繰出金に含まれる下水道債の元利償還金（平成15年度で約15億円）が隠れた「公債費」となっています。

第3章 バランスシートから見た国立市の財政

1. なぜバランスシートか

バランスシート（貸借対照表）を作成する自治体が増えています。平成16年2月末現在で、多摩26市のうち、24市がバランスシートを作成しています。国立市でも作成し、市報の平成14年3月5日号で公表しました。

※ 国立市の平成15年度バランスシートについては、巻末の資料をご覧ください。
また、同じく巻末資料の市報でも解説をしています。

景気の低迷により、地方自治体の財政状況がひっ迫する中で、いままで、単年度主義で行ってきた公会計の財政状況を、企業会計の手法により一覧で把握して、行財政運営の見直しをするのに役立てようという動きが出てきたのです。

最初是一部の先進的な県や市が独自の手法で作成し、その後、平成12年3月に旧自治省の研究会が統一的な作成基準（現在の「総務省マニュアル」）を提案してから、これに基づいて作成する団体が急に増えてきました。平成16年3月現在、全国では市町村3,155団体中1,507団体(47.8%)が作成済みです。

2. バランスシートからわかること

バランスシートには、地方自治体の単年度会計の決算では出てこない、過去からの累積でどれだけの価値を持った資産を持っているのか、またどれだけの負債（借金）が残っているかが一覧で示されています。

国立市のバランスシートの概略

借方	貸方		借方	貸方
資産 508億円	負債 220億円	市民1人あたりでは （年度末人口 72,146人）	資産 70万円	負債 30万円
	正味資産 288億円			正味資産 40万円

- ※ 資産は、土地・建物・道路などの有形固定資産、基金(市の貯金)、地方税の未収金など、将来経営資源として用いられると見込まれるものをいいます。
- ※ 負債は、将来において支払いや返済の必要のあるものをいいます。
- ※ 正味資産は、資産から負債を差し引いたものをいいます。

3. 各市・特別区のバランスシートの比較

国立市のバランスシートを単独で見ても、評価が困難なため、他の団体と比較して見てみましょう。各市(区)の規模が違うので、住民1人あたりで比較します。

住民1人あたりバランスシート比較(平成12年度)

単位:千円

		八王子市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	昭島市
人口(H12年度末・外録含)		523,862人	133,358人	167,392人	139,794人	107,533人
借方	有形固定資産	1,147	1,601	1,145	1,121	844
	投資等	23	117	55	136	38
	流動資産	30	85	34	47	37
	資産合計	1,200	1,803	1,235	1,304	919
貸方	負債	544	304	399	240	309
	正味資産	657	1,499	836	1,064	610
	負債・正味資産合計	1,200	1,803	1,235	1,304	919

		小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
人口(H12年度末・外録含)		109,063人	175,533人	164,212人	142,744人	109,405人
借方	有形固定資産	643	856	870	758	1,114
	投資等	39	52	71	48	120
	流動資産	14	39	25	28	32
	資産合計	695	947	966	835	1,267
貸方	負債	331	296	246	305	415
	正味資産	364	651	720	530	851
	負債・正味資産合計	695	947	966	835	1,267

		国立市	福生市	羽村市	武蔵村山市	あきる野市
人口(H12年度末・外録含)		72,099人	62,193人	56,581人	66,443人	78,938人
借方	有形固定資産	604	1,261	1,282	730	1,257
	投資等	59	184	125	126	44
	流動資産	37	54	60	66	35
	資産合計	701	1,499	1,467	922	1,336
貸方	負債	282	254	249	208	305
	正味資産	419	1,245	1,219	713	1,030
	負債・正味資産合計	701	1,499	1,467	922	1,336

		千代田区	港区	新宿区	文京区	台東区
人口(H12年度末・外録含)		41,102人	176,022人	288,285人	176,400人	161,704人
借方	有形固定資産	3,899	1,571	1,115	2,152	1,484
	投資等	1,251	256	50	63	199
	流動資産	278	183	69	118	73
	資産合計	5,428	2,010	1,234	2,333	1,757
貸方	負債	669	439	284	343	429
	正味資産	4,759	1,571	950	1,990	1,328
	負債・正味資産合計	5,428	2,010	1,234	2,333	1,757

		墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区
人口(H12年度末・外録含)		224,417人	386,757人	327,683人	250,095人	655,685人
借方	有形固定資産	1,052	809	945	996	838
	投資等	63	97	132	80	35
	流動資産	31	37	61	46	37
	資産合計	1,146	942	1,138	1,122	910
貸方	負債	358	198	242	388	288
	正味資産	788	744	896	734	621
	負債・正味資産合計	1,146	942	1,138	1,122	910

		世田谷区	中野区	杉並区	豊島区	荒川区
人口(H12年度末・外録含)		797,492人	305,613人	515,945人	250,338人	183,601人
借方	有形固定資産	902	729	1,050	967	995
	投資等	48	58	55	38	94
	流動資産	38	14	31	20	41
	資産合計	988	801	1,136	1,024	1,130
貸方	負債	241	265	254	403	312
	正味資産	747	536	883	622	817
	負債・正味資産合計	988	801	1,136	1,024	1,130

		板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区
人口(H12年度末・外録含)		512,301人	663,116人	638,063人	429,725人	633,222人
借方	有形固定資産	574	875	1,173	654	827
	投資等	55	63	127	79	102
	流動資産	14	38	22	40	52
	資産合計	643	976	1,322	773	982
貸方	負債	215	275	294	233	187
	正味資産	428	701	1,028	540	795
	負債・正味資産合計	643	976	1,322	773	982

※ 資料の入手できた団体のみ掲載しています。

※ は、独自方式によって作成、他は総務省のマニュアルによって作成した数字です。

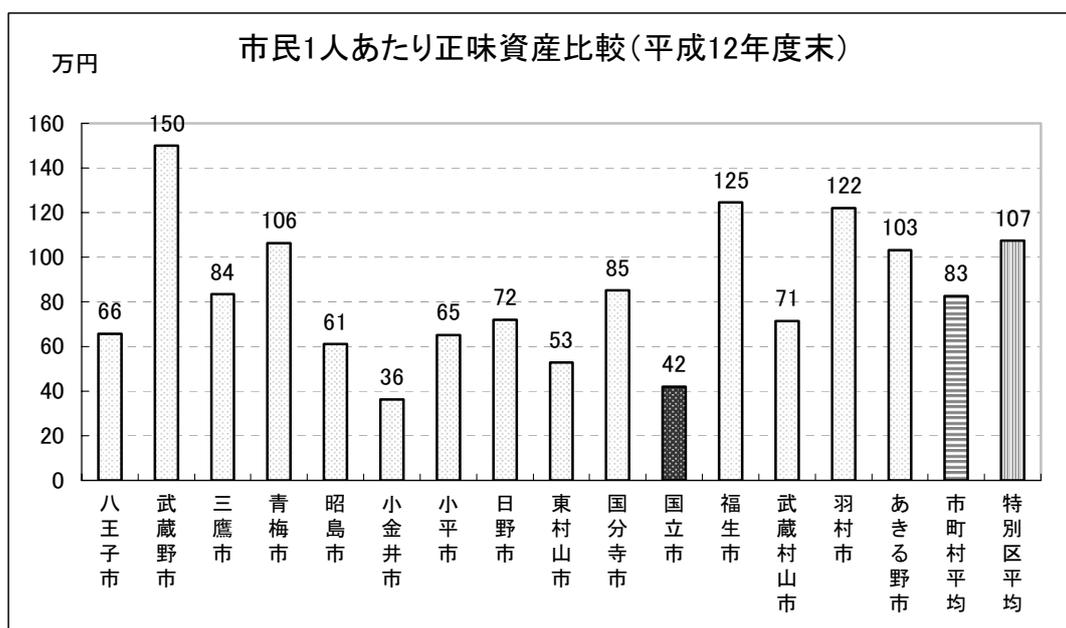
総務省マニュアルによるバランスシートが、昭和44年度以降のデータによっているため、それより早い時期に多くインフラ整備をしている団体は資産が少なく出る可能性があります。国立市・小金井市は他と比べて住民一人あたりの有形固定資産が少ないといえます。また、そもそもの団体の成り立ちが市と違いますが、特別区は一般に住民一人あたりの有形固定資産が少なくなっています。

4. バランスシートを使った分析・その1(他団体との比較)

(1) 市民1人あたり正味資産比較

計算式：市民1人あたり正味資産＝その団体の正味資産／人口

正味資産は、市（特別区）の資産総額から、負債(借金)を差し引いたものですから、これまでの世代が負担済みの、将来世代に負担が残っていない資産の額を意味します。市民1人あたりのこの金額が大きいほうが、財政的により健全、あるいは豊かであるといえます。



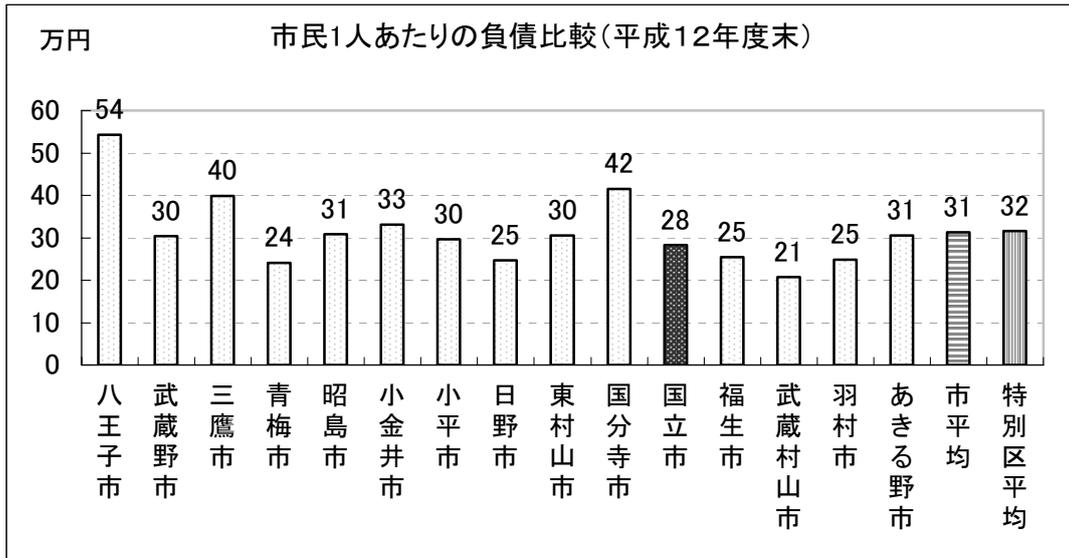
国立市は、多摩各市、特別区との比較では、市民1人あたりの正味資産は下位にあります。

(2) 市民1人あたり負債の比較

計算式：市民1人あたり負債＝その団体の負債／人口

バランスシートから、市民1人あたりの負債の比較をすることができます。地方債残高のほかに、退職給与引当金が入っていることが、バランスシートの特徴です。

※退職給与引当金 … 地方自治体のバランスシートでは、年度末に職員全員が退職したと仮定した場合の要支給額を計上しています。勤務している職員に対しては、条例により支給する義務があることから、負債として載せています。

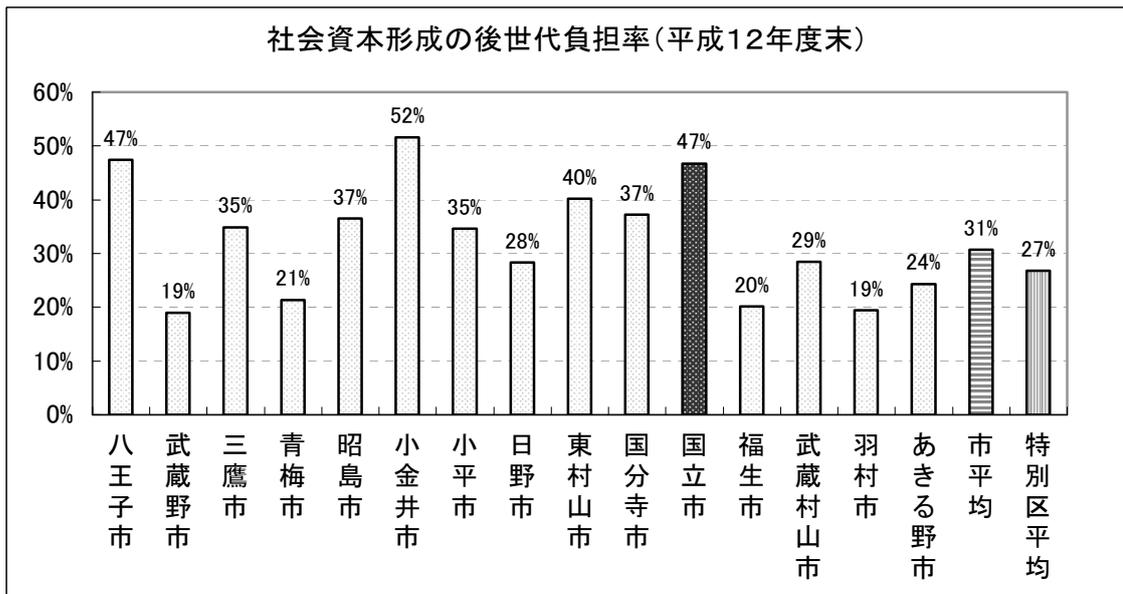


総務省のマニュアルに基づくバランスシートの対象が普通会計であることから、上のグラフは市全体の負債をあらわすものではありませんが、国立市の市民1人あたりの負債額は、多摩15市の平均を下回っています。

(3) 社会資本形成の後世代負担率

計算式：社会資本形成の後世代負担率＝負債／有形固定資産

自治体のバランスシート上の負債は、社会資本形成のための借入金残高を示します。社会資本形成の後世代負担率は、現在の有形固定資産の価額のうち、将来の世代が負担をしていく割合を示します。

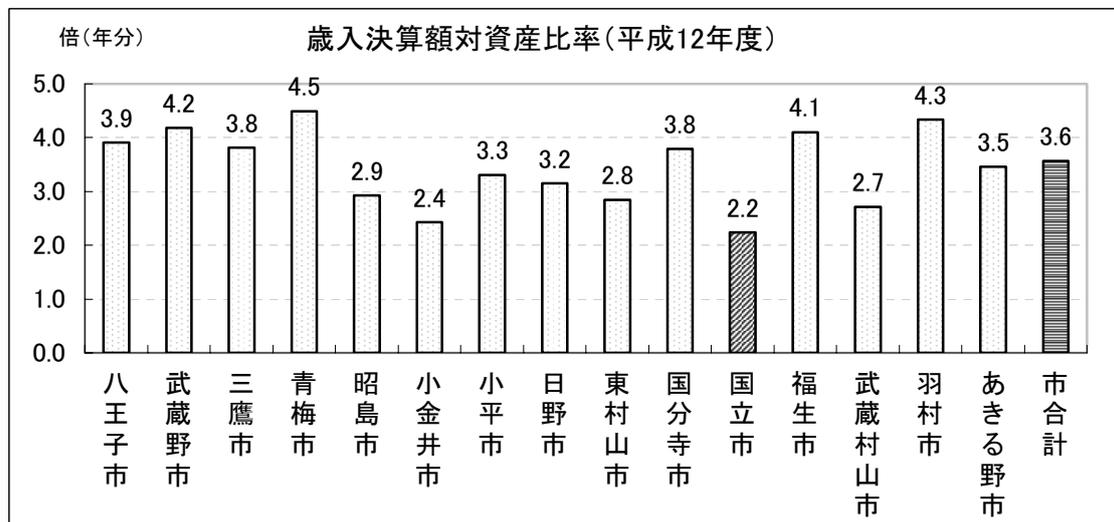


国立市の将来の世代の負担比率は、他団体に比べて高い水準にあります。

(4) 歳入決算額対資産比率の比較

計算式：歳入決算額対資産比率＝資産合計／歳入決算額

その団体（市）の社会資本形成のために何年分の歳入が充当されたかを見る指標です。



国立市はこの比率が低く、他市と比べて、これまで資本的な支出よりも費用的な支出に重点をおいてきたことが見てとれます。

(5) 老朽化率の比較

計算式：老朽化率＝減価償却累計額／償却対象資産の取得価額

その団体の有形固定資産（減価償却しない土地を除く）の老朽化の度合いを見るための指標です。この比率が大きいほど公共施設や道路、庁舎などの老朽化が進んでいることになります。

各団体の有形固定資産の老朽化率 平成12年度

八王子市	武蔵野市	三鷹市	昭島市	小金井市
39%	43%	42%	40%	42%
小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
44%	41%	42%	42%	49%
武蔵村山市	羽村市	あきる野市	市平均	区平均
46%	37%	39%	42%	38%

資料の範囲では、国立市の施設は、老朽化が比較的進んでいます。今後、施設の大規模改修・更新の長期計画が課題となることがわかります。

(6) 有形固定資産の更新資金の手当率の比較

計算式：資金手当率 = 手許資金 / 減価償却累計額

その団体の有形固定資産の更新に必要な資金の手当の状況を見るための指標です。

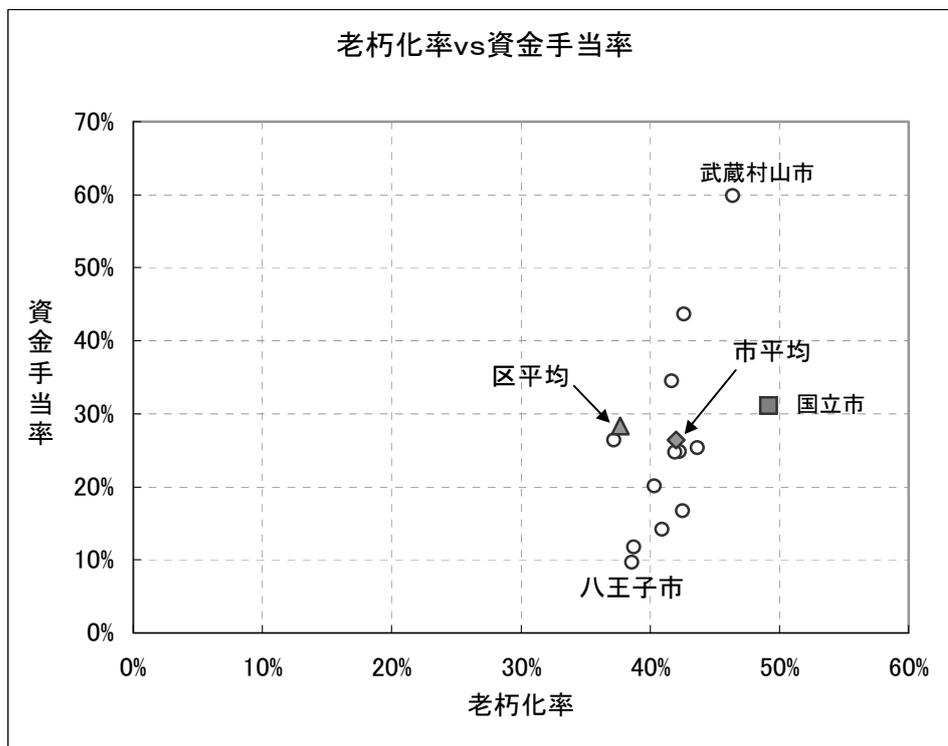
※ 手許資金 … バランスシートの「現金・預金」、「基金」の残高の合計

有形固定資産の更新資金の手当率 平成 12 年度

八王子市	武蔵野市	三鷹市	昭島市	小金井市
10%	44%	25%	20%	17%
小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
25%	14%	25%	35%	31%
武蔵村山市	羽村市	あきる野市	市平均	区平均
60%	26%	12%	26%	28%

国立市の比率は、市平均を上回っています。

(7) 「老朽化率」と「資金手当率」との対比



国立市は、老朽化が進んでいるものの、資金手当率も平均よりやや高い位置にあることがわかります。

5. バランスシートを使った分析・その2(経年比較)

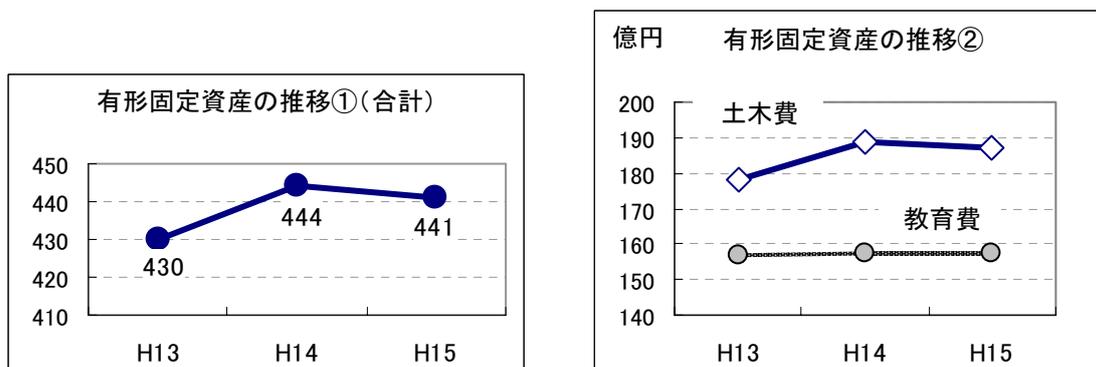
平成13年度から平成15年度までのバランスシートについて、年度を追って比較してみます。(巻末の資料のバランスシートを比較したものです。)

(1) [資産の部] の推移

バランスシートの左側の「借方」である[資産の部]の推移を見ます。

①有形固定資産の推移

有形固定資産の行政目的別残高を経年比較することにより、国立市の社会資本形成の推移を見ることができます。

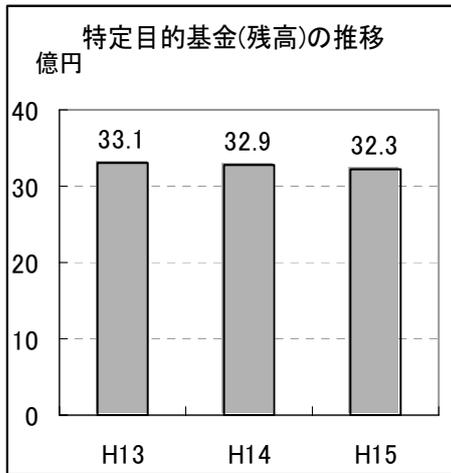


資産の9割近くを占める有形固定資産は、平成14年度に約14億円増加しています。

土木費と教育費の合計で、有形固定資産の8割近くを占めていますが、土木費の、平成14年度に取得した中1丁目の自転車駐車場用地(12億6,500万円)が、有形固定資産(合計額)の増加の大きな要因です。

有形固定資産のうち、建物については、減価償却により年々額が下がりますが、教育費の場合は、毎年度、小中学校の耐震等大規模改造工事を実施しているため、資産の額は横ばいとなっています。

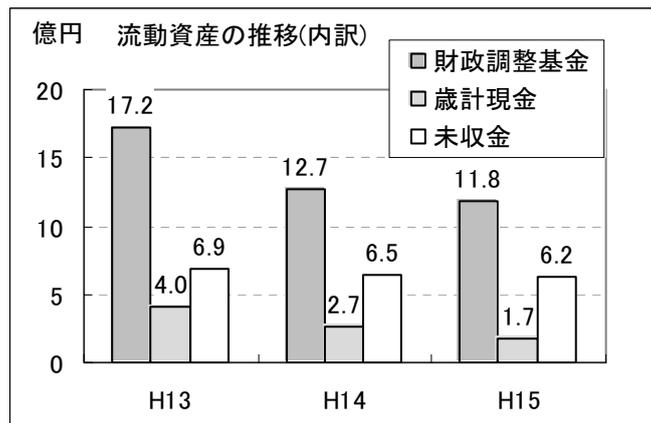
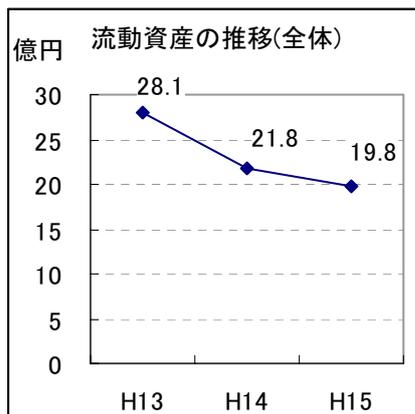
②投資等の推移



投資等の 3/4 を占める特定目的のための基金(貯金)は、減少しています。

団塊世代の退職に備えた退職手当基金の増加(約 2 億円)、新たな清掃工場建設のために積み立てていたお金を、多摩川衛生組合の清掃工場建設費負担金に充てたための公共施設整備基金の減(約 3 億 6,000 万円)が主な増減の内訳です。

③流動資産の推移



流動資産は減少傾向です。財政調整基金の減は、厳しい財政環境のなか、貯金を取り崩して財政運営していることを表します。

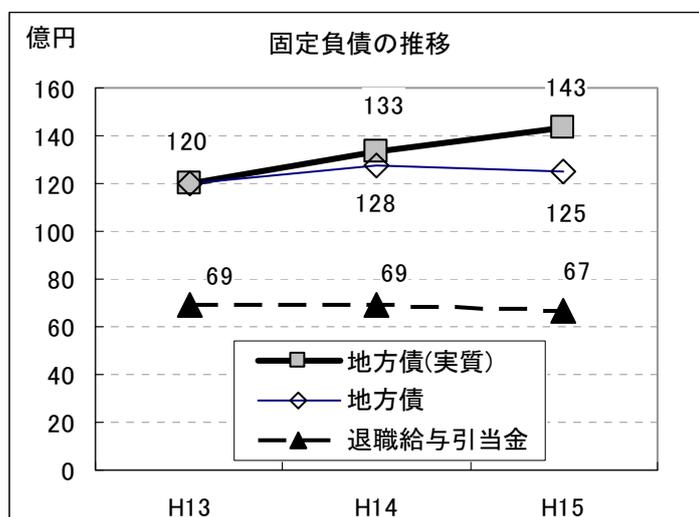
また、歳計現金(年度末の収支の差引残高)も減少してきており、資金の余裕が少なくなっています。

なお、未収金は、市税などの滞納金の残高です。

(2) [負債の部] の推移

バランスシートの右側の「貸方」のうち、[負債の部] の推移をみます。

①固定負債の推移



左は、地方債(1年以上の長期の借入金)の残高と、退職手当引当金(年度末に全職員が退職した場合の必要金額)の推移です。

「地方債(実質)」の増加は、平成14年度の中1丁目の駐車場用地取得のための借入れ(11億3,800万円)、及び地方交付税の減額に伴う臨時財政対策債(平成14年度6億8,570万円、平成15年度14億2,080万円)などの借入れによるものです。

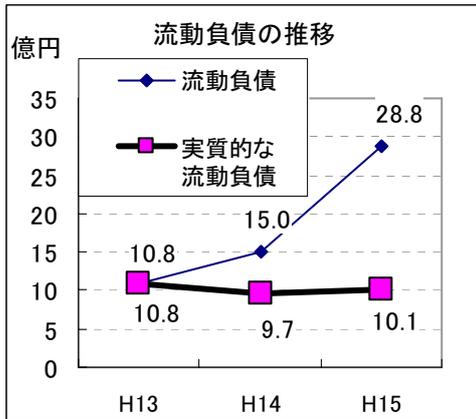
また、退職給与引当金は、緩やかに減っています。職員数が毎年、減少していることを反映しています。

※地方債残高のうち、翌年度に返済する額は、次の「流動負債」として計上されます。

したがって、固定負債の地方債残高と、流動負債の翌年度償還予定額との合計が、国立市の地方債残高(一般会計分)となります。

※決算統計をもとにバランスシートを作成していますが、決算統計では翌年度償還予定額に借換えによる元金償還予定額が含まれており、この分を固定負債から差引くと、見かけ上固定負債が小さくなります。この分析では、翌年度の借換え分を固定負債に加算した「地方債(実質)」により、説明しています。

②流動負債の推移



流動負債の中身は、地方債のうち翌年度に償還する予定額です。

借換え額を除いた「実質的な流動負債」は、増加傾向にあります。

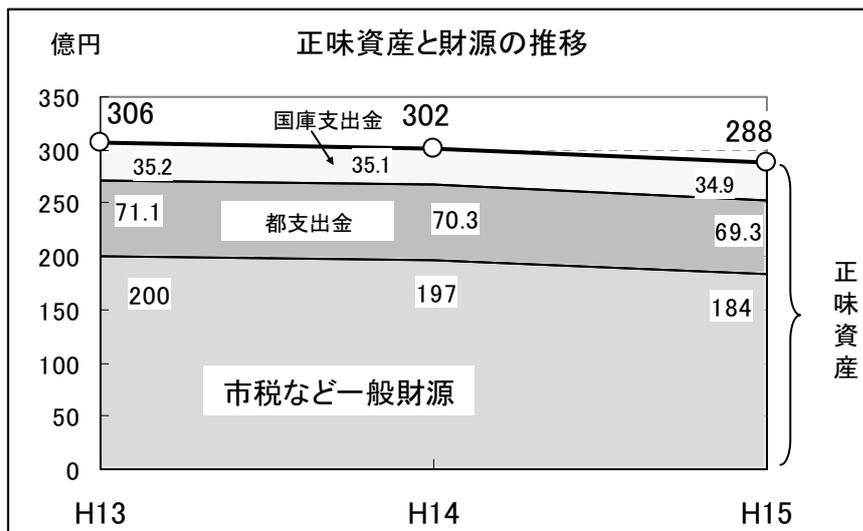
※地方債の借換え分は、固定負債に計上したほうが、実質的であると考えられます。

(3) [正味資産] の推移

バランスシートの右側の「貸方」のうち、[正味資産の部] の推移を見ます。「正味資産」は、「資産」と「負債」との差額で、「資産」のうち、既に支出負担が済んでいるものをあらわします。

下のグラフは、正味資産額の推移と、その取得・建設の際の財源の内訳を示したものです。

※資産の減価償却に合わせて、財源も減少させています。



正味資産は減少傾向です。これは、①財政調整基金や歳計現金などの流動資産の減少、②減価償却による固定資産の減少、及び ③臨時財政対策債や中1丁目用地取得などによる負債の増加によるものと考えられます。

6. 企業会計方式の活用

バランスシートを作ったからすべてがわかるといった万能のものではありませんが、市報でお知らせしたように、これを使って財政の情報を一覧で説明することが出来るという優れた点があります。

また、作成の過程で、有形固定資産の取得価額に対して減価償却をして、現在の資産の価額を算出しました。有形固定資産の取得費用が取得年度の一時的な費用として出てくる公会計のやり方に対して、取得価額から算出した減価償却費を各年度のコストとして取得費用を分散する企業会計方式は、市の個別事業のコスト計算をし、民間に委託した場合のコストと比較する際にたいへん役立ちます。

※ 巻末に、行政コスト計算書を掲載しています。過去の決算統計データから作成されているため、議会費、民生費といった行政目的別の大きな区分となっています。

第4章 財政運営上の課題

1. 財政状況悪化の原因

国立市の財政状況が悪化している原因は、伸び続ける行政需要に対して市税等の収入の伸びが鈍化していることです。

この収支バランスの悪化を整理すると、大きな要因は次のとおりです。

<収入>

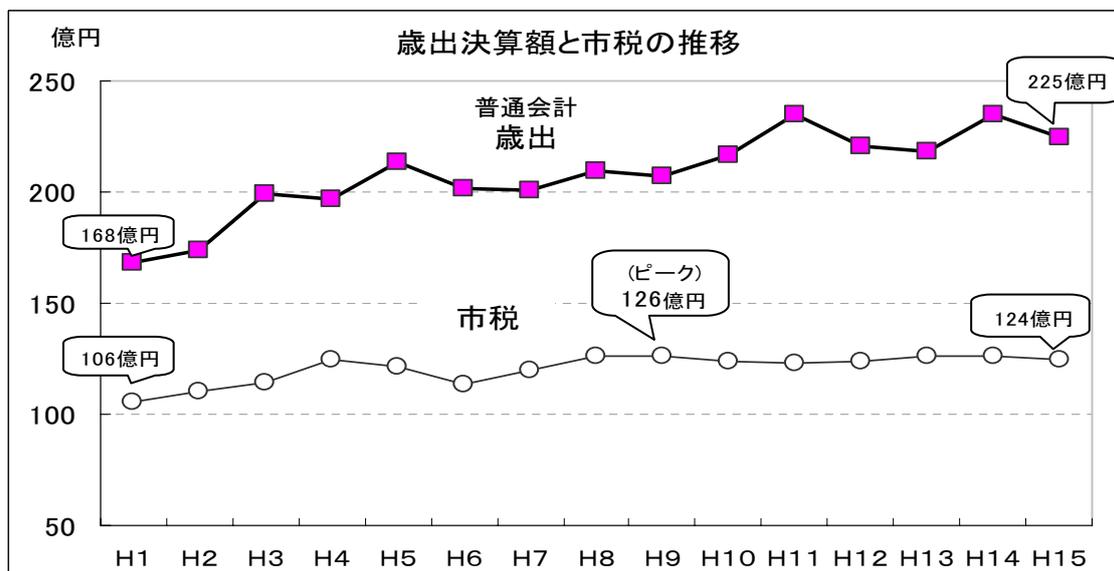
- ①市税の伸び悩み
- ②地方交付税の急激な落ち込み

<支出>

- ①特別会計繰出金の増大
- ②扶助費の増加

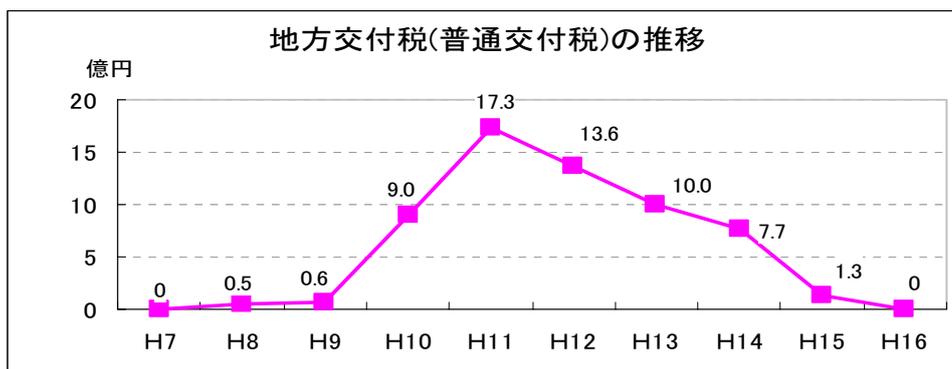
これらのことへの対応は、今後の課題でもあるため、以下で、少し詳しく説明します。

(1) 市税の伸び悩み <収入①>



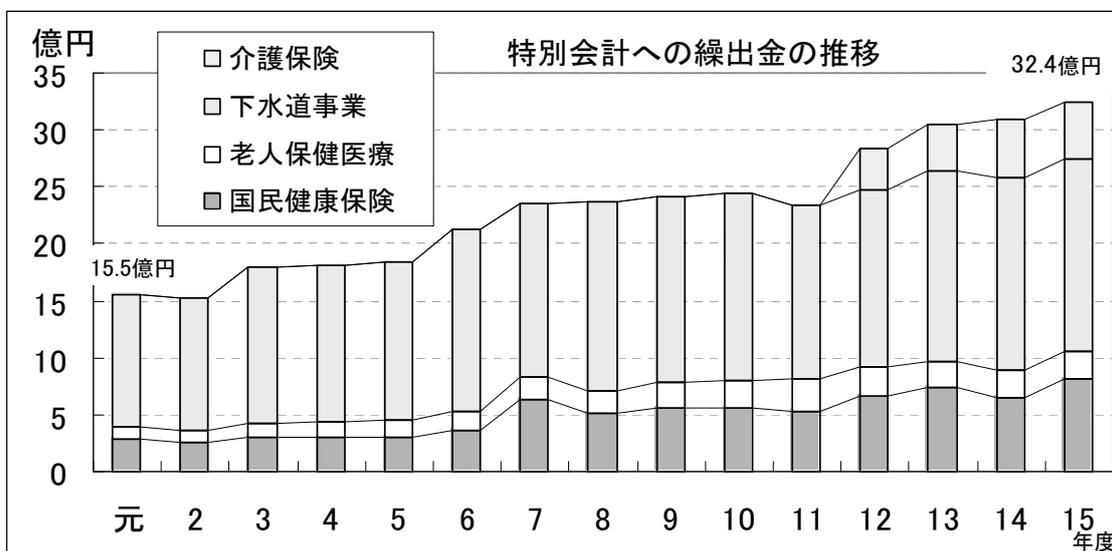
市税は平成元年度の約106億円から、平成9年度の約126億円まで伸びましたが、その後横ばいに転じて、平成15年度決算では約124億円でした。景気の低迷や政策減税による個人市民税・法人市民税の減少が大きな要因です。

(2) 地方交付税の急激な落ち込み <収入②>



地方交付税（普通交付税…国税の一定割合を財源の不足する地方公共団体に交付するもの）は、市財政の悪化を反映して、平成8年度に交付団体となりましたが、平成11年度の約17億円をピークに下がり続け、平成16年度はついに不交付となりました。平成13年度以降の減は、主に国の税収不足により、算定された財源不足額を交付できなくなったことによるものです。

(3) 特別会計繰出金の増大 <支出①>



特別会計繰出金は、平成元年度に約15億円だったものが、平成8年度には約23億円、介護保険制度の始まった平成12年度には約28億円、平成15年度には約32億円と大きく増加しています。

平成15年度約17億円と繰出金の半分以上を占める下水道事業への繰出金の中身は、過去の借入れの返済のうち約15億円の一般会計負担が大部分を占め、今後も高止まりが見込まれます。また、国民健康保険・介護保険特別会

計に対する負担も、急増しています。

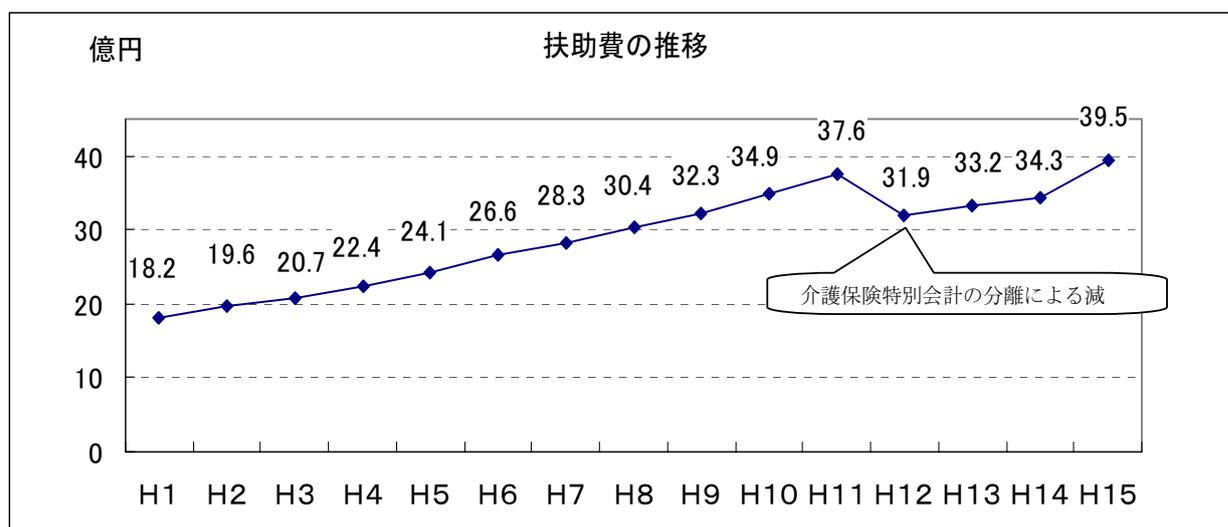
本来、特別会計は独立採算を原則としています。老人保健医療特別会計と介護保険特別会計には、法令に基づくルール分の繰出し(一般会計からの負担)をしています。国民健康保険特別会計にはルールで負担している 2 億 3,800 万円に加えて、約 5 億 8,000 万円もの赤字補てんをしています(平成 15 年度)。

また、下水道事業特別会計にもルール外の汚水処理施設建設のための過去の借入れの返済(元利償還金)について約 2 億 600 万円の繰出しをしています(平成 15 年度)。

特に国民健康保険については、一般会計からの支出について、どこまでの負担が適正かという議論が必要です。ただし、市税より国民健康保険税の徴収率が低く(平成 15 年度現年度分の市税は 98.6%、国民健康保険税は 89.9%)、また、当初は自営業の方を想定した制度でしたが、高齢者や無職の方の加入が増え、財政基盤が弱くなっているという構造的な問題もあり、どの部分まで公が負担し、また被保険者に負担いただくかは、たいへん難しい問題です。

※国民健康保険については、国においても、平成 14 年度に続いて平成 20 年度に向けて大きな制度改正を検討しています。

(4) 扶助費の増加 <支出②>



扶助費(福祉の給付や保育所の経費など)は、平成元年度には約 18 億円だったものが、平成 8 年度には約 30 億円、平成 15 年度には約 40 億円と大きく伸び続けています。

介護保険のように制度変更をし、特別会計のなかで給付と負担の仕組みをつくって対応したものもあります。

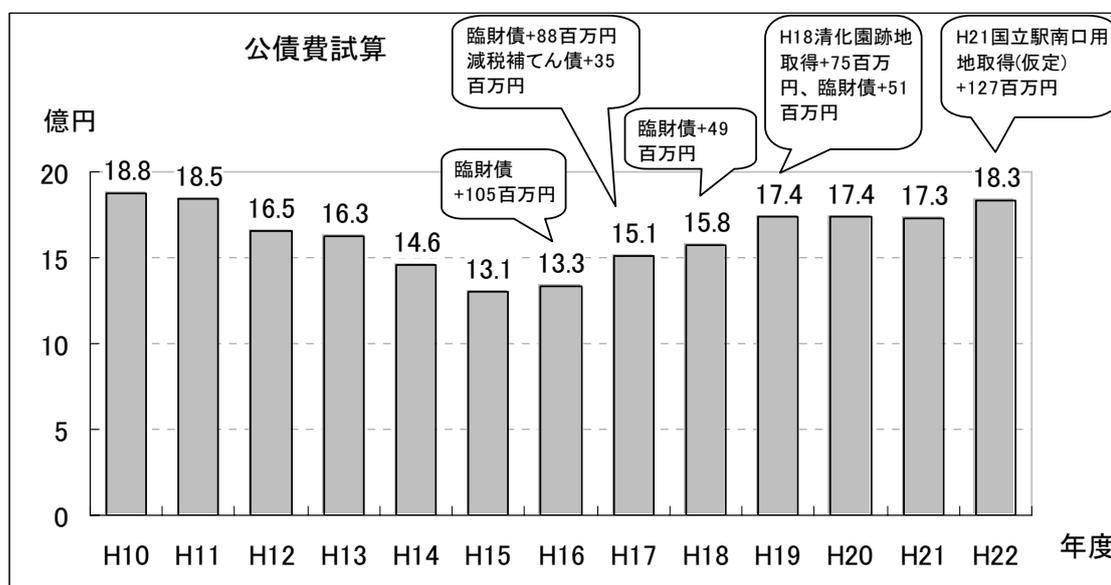
2. そのほかの課題

これまで、市税等の収入の伸びが鈍化する中で、特別会計繰出金や扶助費を中心とする行政需要が伸び続けていることが最近の財政悪化の要因であることを説明してきました。また、別の章で、高金利の地方債の借換え、施設の老朽化対策などの課題を取りあげてきましたが、そのほかにも、近い将来に向かって次のような課題があります。

(1) 公債費の増加

次のグラフは、公債費（長期の借入金の返済費用）の推移を試算したものです。

※借換えによる元金償還分は、実質がわかりにくくなるため除いてあります。



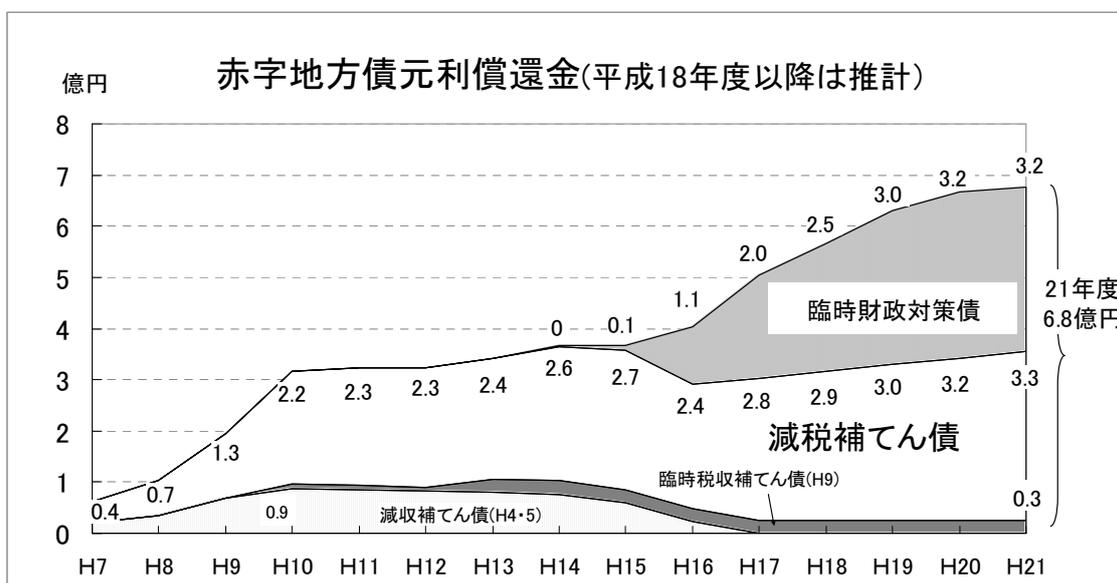
平成15年度までは、過去の学校建設などの大型事業のための借入れの返済完了により減少してきましたが、平成16年度以降、増加に転ずる見込です。

この試算は、平成19年度までの国立市の実施計画や、制度上の起債、国立市が過去に国立市土地開発公社に依頼して公社が買収済みの土地を、市が買い戻した場合を想定して計算したものです。この中には、今後増加する見込の、中央線立体交差化事業の負担金のための借入れ(平成17年度以降、毎年2億8,000万円から3億3,000万円の見込み)なども入っています。

平成19年度には、平成16年度と比較して約4億円増加する見込です。この増加の原因は、上記の負担金や土地の買収費用のほか、次に述べる「赤字

「赤字地方債」の償還金(返済)によるところが大きくなっています。

次のグラフは、「赤字地方債」の償還金だけを抜き出したものです。



「赤字地方債」は、景気浮揚のための政策減税や地方交付税の減額など、国の制度による地方公共団体の減収を補うため、許可される地方債の総称です。

これらの「赤字地方債」の元利償還金については、地方交付税により補てんすることになっていましたが、地方交付税の総額削減により、都市部では、地方交付税が不交付となる団体が増加し、その他の団体でも、地方交付税が減額となったため、実質的には補てんされているかどうか不明の状態です。(国立市のような不交付となった団体には、補てんされません。)

※地方交付税の減少については、本章の1(2)をご覧ください。

※試算のもととした平成17年度以降の赤字地方債の借入額見込は、次のとおりです。

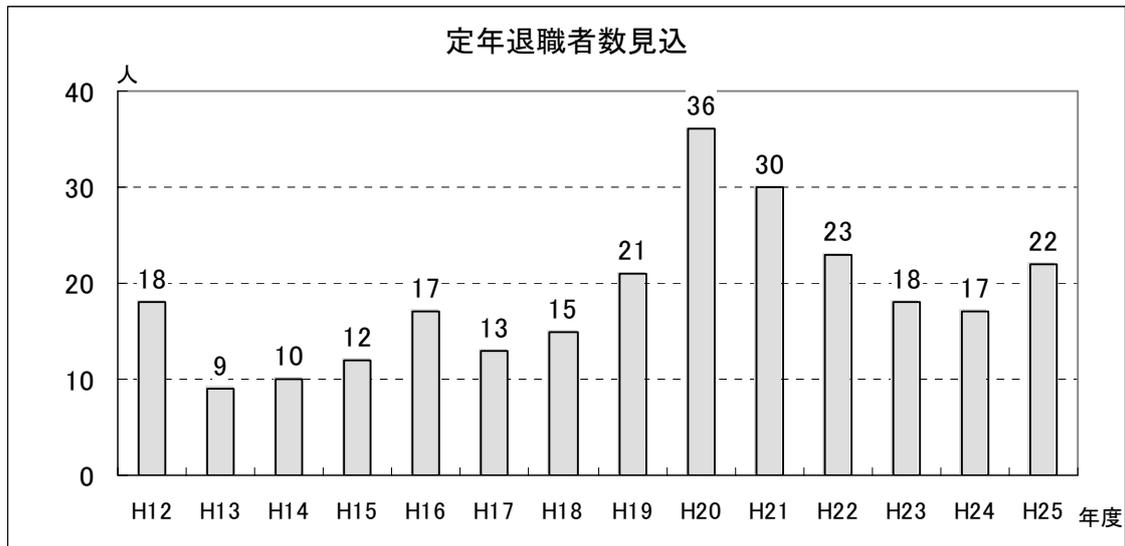
○臨時財政対策債は、平成18年度までの制度とされており、平成17・18年度起債額を各8億4千万円としました。

○減税補てん債は、減税規模の縮小を見込み、平成17年度2億1千万円、18年度1億5千万円、19年度以降は各9千万円を起債するとしました。

※借換えによる元金償還分は、実質がわかりにくくなるため除いてあります。

(2) 退職者の増加に伴う退職手当の増加

定員管理の努力もあり、類似団体と比べて小さい人件費ですが、今後の増要素として、退職者の増加があります。



定年退職者数は、今後いわゆる団塊世代が定年を迎えることとなり、平成 20・21 年度のピークまで増えつづけ、ピークの年度の退職手当支払い額は、10 億円に達すると見込まれます。このため、平成 12 年度から計画的に退職手当基金の積み立てを始め、また同時に退職手当の削減に取り組んでいます。最近の財政状況の急激な悪化により、平成 16 年度には基金の積み立てを休止しましたが、近い将来に再開する計画です。

第5章 終わりに

地方自治体の真の自立には、財源の自立が不可欠です。これまで、国立市の財政状況について、いろいろ説明してきましたが、ここでは、地方自治体全体の財源問題について現状を説明します。

1. 国と地方の税財源配分について

表 国・地方間の税源配分と歳出の配分（平成14年度）

単位：億円

		国	地方	計
税源配分	金額	458,442	333,785	792,227
	比率	57.9%	42.1%	100%
歳出の配分	金額	574,896	933,624	1,508,520
	比率	38.1%	61.9%	100%

最終的な支出では、国と地方との比率は約 4 : 6 にもかかわらず、税源の配分では約 6 : 4 となっています。その差は、地方交付税・国庫支出金等により財源移転がなされています。

特に国庫補助金によって、政策誘導がなされ、地方独自の政策をする選択の余地が狭められています。（自由に使える財源の乏しい自治体ほど、補助金を活用せざるを得ないため）

そもそも地方自治体間の財源の偏在を調整する制度である地方交付税については、平成16年度は全国の地方自治体 3,147 団体のうち 3,013 団体が交付団体という状況です。国の算定基準でも地方自治体の 95.7% が財源不足に落ちているということは、そもそもどうでしょうか。

また、地方税についても、税率・減税をはじめ、国会で審議される地方税法により国の強いコントロール下にあり、課税制度において地方自治体の独自色を出す余地は、極めてわずかです。

2. 自主財源と依存財源

自主財源とは、地方自治体が自主的に収入することの出来る財源です。これに対して、依存財源とは、国（市町村にあつては都道府県も含む）の意思によって定められた額を交付（割り当て）される財源を言います。具体的には、下の表の区分となりますが、自主財源の多寡は、その団体の行政活動の自主性と安定性を左右する重大な要素です。

表 主な地方の財源（平成14年度）

		地方全体 (純計)	国立市
自主財源	地方税	34.4%	56.7%
	使用料・手数料、諸収入等	16.7%	9.3%
	小計	51.0%	66.1%
依存財源	地方交付税	20.1%	5.3%
	地方特例交付金	0.9%	2.6%
	地方譲与税	0.7%	0.6%
	利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金	—	5.9%
	国庫支出金	13.6%	6.6%
	都支出金	—	9.8%
	地方債	13.7%	3.1%
	小計	49.0%	33.9%

注1) 構成比は各欄四捨五入しており、小計・合計とあわないことがある

注2) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金・国有提供施設交付金を含む

※資料:総務省編「地方財政白書 平成16年版」、決算カード(国立市)

自主財源と依存財源との比率は、地方全体で 約5 : 5、国立市は 約2 : 1 となっています。依存財源が多いと、使途についての行財政責任があいまいとなり、効率的に使おうというインセンティブもはたらきにくいこととなります。

また、地方交付税は、本来地方の財源ですが、国の算定方法や、原資の多寡により額が左右されます。さらに、地方交付税においても、特定の建設費などの起債が算定対象となる等、国の政策誘導を受ける要因となっているとの問題点が指摘されています。

3. 地方自治体の真の自立をめざして

地方分権の流れが進んで、機関委任事務が廃止されるとともに、国立市にもさまざまな事務が国や東京都から移譲されてきています。母子保健事業、犬の登録、水路の管理、児童扶養手当の支給等々さまざまなものが市の事務となりました。ところが、税財政のしくみは、ほとんど変わっていません。

「自分のことは自分で決める」ことと同様、「地域のことは地域の人たちで決める」というのは、あたりまえのことです。そして、それを実現するためには、地方自治体自身が絶え間なく行財政改革を実行し、税などの徴収努力をするとともに、制度改正一国から地方への税財源の移譲を進め、自主財源の比率を高めることが不可欠です。

国の財政状況も相当に悪化していて、税財源の移譲が実現したからといって自主財源と依存財源の比率が変わるだけで、地方の収入の総額が今より増えるという見込みはありません。

しかし、「地域のことは地域の人たちで決める」ことが出来るようになれば、地方自治に対して地域の人たちの関心がより高まり、市民参加も進むのではないのでしょうか。それぞれの地域住民のニーズに合った、きめ細かな施策がもっと出来るのではないのでしょうか。さまざまな補助金の獲得のための折衝・手続きがいらなくなれば、労力・エネルギーを他に振り向けることが出来るはずですし、もっとスピーディーに、もっと安価に仕事出来るのではないのでしょうか。そして国も本来の役割である、広域的な施策や、ナショナルミニマムの保障、経済・外交など国全体の政策に専念することが出来るはずです。

もちろん、地域の人たちで決めて実施した結果の責任は、地域の人たちが負わなければなりません。国の庇護がなくなると、地方自治体の破産ということもあるかもしれません。

それでも、より良い地域社会をつくっていくため、地域の人たちが、自分たちを信じて責任を負うこととし、地方分権を進めていくことが、必要ではないのでしょうか。

現在、国を挙げて地方分権推進のための「三位一体の改革」に取り組んでいます。その過程で、地方団体はさまざまな意見を出し、提案をしています。

全国知事会が中心となり、地方六団体は「国庫補助負担金等に関する改革案」をとりまとめ、平成16年8月に政府に提出しました。

この「三位一体の改革」は、今後の国と地方のあり方を決める、そして今後

の市民生活に大きく影響する可能性のある非常に大切な改革です。国立市としても、絶えざる注視と、必要に応じて市長会等を通じて意見を提出し、提案をしていきたいと考えています。

機関委任事務の廃止…平成 12 年 4 月 1 日をもって、機関委任事務が廃止されました。

機関委任事務とは、知事や市町村長が、広範な事務について、国の「機関」として国の指揮命令により事務を行う仕組みのことで、明治以来続いてきた制度です。

三位一体の改革…地方が担うべき事務と責任に見合った**税源を移譲**し、これに伴い、**国庫補助負担金の廃止・縮減**と**地方交付税の見直し**を、文字どおり『三位一体』で同時に進めていく改革です。

その目的は、地方分権の理念に基づき、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することにより、住民に身近なところで政策や税金の使途決定を行い、住民の意向に沿った行政運営を可能にすることにあります。

(平成 16 年 8 月 24 日地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」より)

※地方六団体の改革案については、全国知事会のホームページに掲載されています。

(<http://www.nga.gr.jp/>)

また、巻末に資料として改革案の「はじめに」を掲載しました。

地方六団体…全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の六団体をいいます。

資料 1-1 平成15年度決算状況(その1)

平成15年度 決算状況		団体コード	132152	市 町 村 類 型	Ⅱ-5		
		団体名	国立市	15年度交付税種地区分	Ⅱ-9		
人 口		指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数 等			
国 調	12年	72,187人	過疎 広域行政圏 山村 首都 離島 近郊整備 不交付 既成市街地	〈ごみ・し尿処理〉 東京都三多摩地域廃 棄物広域処分組合 多摩川衛生組合	基準財政需要額	10,021,638 千円	
	増減率(12/7)年	8.2%			基準財政収入額	9,803,777 千円	
住 民 基 本 台 帳	16.3.31	72,146人	面積 8.15km ²	〈その他〉 東京都市町村総合 事務組合 立川・昭島・国立 聖苑組合 多摩地域農業共済 事務組合	標準財政規模 A	13,145,923 千円	
	対前年増減率	0.7%			財政力指数 (単年度)	0.937 (0.978)	
	(参考)	65歳以上人口			実質収支比率	1.3 %	
	16.3.31	11,940人			経常一般財源比率	101.8 %	
決算収支の状況(千円)		平成15年度	平成14年度		公債費比率	6.4 %	
1. 歳入総額	A	22,627,749	23,789,569		起債制限比率	7.1 %	
2. 歳出総額	B	22,457,698	23,522,119		公債費負担比率	7.5 %	
3. 歳入歳出差引額 (A-B)	C	170,051	267,450		経常収支比率	95.7 %	
4. 翌年度へ繰り越すべき財源 D			3,965		現債高倍率 B/A	116.7 %	
5. 実質収支 (C-D)	E	ア 170,051	イ 263,485		地方債現在高 B	15,335,655 千円	
6. 単年度収支	F	ア-イ △ 88,684	△ 140,206		債務負担行為限度額	16,615,731 千円	
7. 積立金	G	196,474	202,545		債務負担行為翌年度 以降支出予定額 C	5,821,423 千円	
8. 繰上償還額	H				積立金現在高 D (うち財政調整基金)	4,413,921 千円 (1,183,681)	
9. 積立金取崩額	I	280,000	652,613		実質的将来財政負担額 B+C-D	16,743,157 千円	
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	△ 172,210	△ 590,274		実質債務残高比率 (B+C)/A	160.9 %	
					土地開発基金現在高	833,214 千円	
					積立基金取崩額	562,375 千円	
					収益事業収入	千円	
一 般 職 員 (16.4.1現在)				特 別 職 等 (16.4.1現在)			
区 分	職員数 A 人	4月分給料支払 総額 B 千円	1人当たり支給月額 B/A 円	区 分	改訂実施 年月日	1人当たり平均給料 (報酬)月額 円	
一 般 職 員	418	159,316	381,139	市 長	16.4.1	855,000	
うち技能労務職	53	22,602	426,453	助 役	16.4.1	733,500	
教 育 公 務 員				収 入 役	16.4.1	675,000	
消 防 職 員				教 育 長	16.4.1	675,000	
臨 時 職 員				議 長	8.12.1	575,000	
合 計	418	159,316	381,139	副 議 長	8.12.1	515,000	
				議 員	8.12.1	490,000	
				議員数 (23)人			
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用 の有無	実質収支額 千円	普通会計からの 繰入金 千円	職員数 人	加入世帯数	14,843 世帯
	国民健康保険(事業勘定)		93,299	818,220	10	被保険者数 A	26,160 人
	老人保健医療		△ 30,802	257,279	2	うち退職者被保険者等 B	3,259 人
	介護保険(保険事業勘定)		4,227	457,823	8	退職者医療制度加入率 B/A×100	12.5 %
	下水道事業	無	66,646	1,687,331	11	1世帯当たり保険税調定額	123,014 円
							被保険者1人当たり保険税調定額
						被保険者1人当たり費用	189,524 円
						保険税(料)	1,741,909 千円
						保険給付費	2,929,077 千円
						老人保健拠出金	1,524,461 千円

資料 1-2 国立市の決算状況(その2)

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当 一財等 千円	経常収支比率 %
地 方 税	12,424,623	54.9	11,301,537	84.4	人 件 費	5,182,851	23.1	4,649,102	4,587,913	30.6 (34.3)
地 方 譲 与 税	149,945	0.7	149,945	1.1	うち職員給	3,389,014	15.1	2,884,026	2,868,292	19.1 (21.4)
利子割交付金	135,707	0.6	135,707	1.0	扶 助 費	3,952,792	17.6	1,473,839	1,458,786	9.7 (10.9)
地方消費税交付金	715,301	3.2	715,301	5.3	公 債 費	1,305,804	5.8	1,278,417	1,277,826	8.5 (9.5)
ゴルフ場利用税交付金					元利償還金	1,305,454	5.8	1,278,067	1,277,476	8.5 (9.5)
特別地方消費税交付金		0.0	0	0.0	一時借入金利息	350	0.0	350	350	0.0 (0.0)
自動車取得税交付金	183,276	0.8	183,276	1.4	小 計	10,441,447	46.5	7,401,358	7,324,525	48.8 (54.7)
地方特例交付金	599,131	2.6	599,131	4.5	物 件 費	3,508,771	15.6	2,656,720	2,378,864	15.8 (17.8)
地 方 交 付 税	269,884	1.2	128,858	1.0	維持補修費	148,717	0.7	148,717	148,382	1.0 (1.1)
普通	128,858	0.6	128,858	1.0	補 助 費 等	3,422,433	15.2	2,742,472	2,294,731	15.3 (17.1)
特別	141,026	0.6			積 立 金	423,446	1.9	234,933		
交通安全対策特別交付金	14,055	0.1	14,055	0.1	投資・出資・貸付金	29,700	0.1			0.0 (0.0)
国有提供施設交付金					繰 出 金	3,220,654	14.4	3,074,176	2,218,529	14.8 (16.6)
小 計	14,491,922	64.1	13,227,810	98.8	前年度繰上充用金				14,365,031	経常経費充当一財等計
分担金・負担金	189,556	0.8		0.0	投資的経費	1,262,530	5.6	638,899		
使用料	406,414	1.8	155,162	1.2	うち人件費	31,662	0.1	31,662		
手数料	215,426	0.9		0.0	普通建設事業費	1,262,530	5.6	638,899		
国庫支出金	1,693,971	7.5			補 助	134,715	0.6	46,566		
都 支 出 金	2,235,952	9.9			単 独	733,859	3.3	458,377		
財 産 収 入	92,635	0.4		0.0	其 他	393,956	1.8	133,956		
寄 附 金	29,763	0.1			災害復旧事業費		0.0			
繰 入 金	663,780	2.9			失業対策事業費					
繰 越 金	267,450	1.2			合 計	22,457,698	100.0	16,897,275		
諸 収 入	309,480	1.4	3,930	0.0						
地 方 債	2,031,400	9.0								
(うち減税補てん債)	(204,600)	0.9								
(うち臨時財政対策債)	(1,420,800)	6.3								
合 計	22,627,749	100.0	13,386,902	100.0					歳入一般財源等総額 17,067,326	

市 町 村						税 目 的 別 歳 出				
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額×100/75 千円	超過課税分収入済額 千円	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	
市 個人分	5,789,902	46.6	△ 1.8	5,768,993		議 会 費	309,123	1.4	309,123	
市 法人分	649,736	5.2	16.7	546,895	47,259	総 務 費	2,761,257	12.3	2,388,779	
固 定 資 産 税	4,452,285	35.8	△ 3.0	4,222,457		民 生 費	7,743,843	34.5	4,400,909	
軽自動車税	27,112	0.2	4.9	27,967		衛 生 費	2,962,827	13.2	2,260,370	
市町村たばこ税	382,502	3.1	1.5	371,675		労 働 費	144,122	0.6	111,480	
釵 産 税						農 林 水 産 業 費	47,886	0.2	44,737	
特別土地保有税		0.0				商 工 費	98,636	0.4	50,999	
法定外普通税						土 木 費	3,290,055	14.7	2,683,335	
目 的 税	1,123,086	9.1	△ 3.3			消 防 費	1,076,415	4.8	908,406	
入 湯 税						教 育 費	2,717,730	12.1	2,460,720	
事業所税						災 害 復 旧 費		0.0		
都市計画税	1,123,086	9.1	△ 3.3			公 債 費	1,305,804	5.8	1,278,417	
旧法による税						諸 支 出 金				
合 計	12,424,623	100.0	△ 1.4	10,937,987	47,259	前年度繰上充用金				
納税義務者数	平成15年度大規模事業(単位:百万円)					合 計	22,457,698	100.0	16,897,275	
均等割人	28,690	道路新設改良工事 102 都市計画路3・4・8号線用地買収費 65 中央線連続立体交差化事業負担金 394 第7小学校大規模改造工事 170				徴 収 率	区 分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
税法割人	2,058						市 税 合 計 (徴収猶予分除く)	98.6 (98.6)	18.7 (18.7)	94.8 (94.8)
							市 民 税	98.4	18.4	94.0
							純固定資産税	98.6	19.2	95.4
				国民健康保険税(料)	89.9	16.0	71.0			

国立市 平成 13 年度バランスシート

(平成 14 年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産</p> <p>(1)総務費 2,614,084</p> <p>(2)民生費 3,333,625</p> <p>(3)衛生費 2,478,337</p> <p>(4)労働費 0</p> <p>(5)農林水産業費 1,994</p> <p>(6)商工費 3,892</p> <p>(7)土木費 17,804,004</p> <p>(8)消防費 1,039,830</p> <p>(9)教育費 15,703,475</p> <p>(10)その他 5,955</p> <p>計 42,985,196</p> <p style="padding-left: 20px;">(うち土地 24,771,419)</p> <p>有形固定資産合計 42,985,196</p> <p>2. 投資等</p> <p>(1)投資及び出資金 562,960</p> <p>(2)貸付金 3,659</p> <p>(3)基金</p> <p style="padding-left: 20px;">①特定目的基金 3,312,844</p> <p style="padding-left: 20px;">②土地開発基金 833,213</p> <p style="padding-left: 20px;">③定額運用基金 120,000</p> <p style="padding-left: 40px;">基金計 4,266,057</p> <p>(4)退職手当組合積立金 0</p> <p>投資合計 4,832,676</p> <p>3. 流動資産</p> <p>(1)現金・預金</p> <p style="padding-left: 20px;">①財政調整基金 1,717,275</p> <p style="padding-left: 20px;">②減債基金 0</p> <p style="padding-left: 20px;">③歳計現金 403,691</p> <p style="padding-left: 40px;">現金・預金計 2,120,966</p> <p>(2)未収金</p> <p style="padding-left: 20px;">①地方税 657,990</p> <p style="padding-left: 20px;">②その他 32,099</p> <p style="padding-left: 40px;">未収金計 690,089</p> <p>流動資産合計 2,811,055</p> <p>資産合計 50,628,927</p>	<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <p>(1)地方債 11,967,640</p> <p>(2)債務負担行為</p> <p style="padding-left: 20px;">①物件の購入等 0</p> <p style="padding-left: 20px;">②債務保証 又は損失補償 0</p> <p style="padding-left: 40px;">債務負担行為計 0</p> <p>(3)退職給与引当金 6,936,505</p> <p>固定負債合計 18,904,145</p> <p>2. 流動負債</p> <p>(1)翌年度償還予定額 1,079,563</p> <p>(2)翌年度繰上充用金 0</p> <p>(3)その他 0</p> <p>流動負債合計 1,079,563</p> <p>負債合計 19,983,708</p> <p>[正味資産の部]</p> <p>1. 国庫支出金 3,521,299</p> <p>2. 都道府県支出金 7,108,840</p> <p>3. 一般財源等 20,015,080</p> <p>正味資産合計 30,645,219</p> <p>負債・正味資産合計 50,628,927</p>

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	3,561,494 千円
②債務保証及び損失補償	2,500,000 千円
③利子補給等に係るもの	0 千円

国立市 平成 14 年度バランスシート

(平成 15 年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産</p> <p>(1)総務費 2,770,622</p> <p>(2)民生費 3,223,437</p> <p>(3)衛生費 2,788,720</p> <p>(4)労働費 0</p> <p>(5)農林水産業費 1,900</p> <p>(6)商工費 3,649</p> <p>(7)土木費 18,861,694</p> <p>(8)消防費 1,033,306</p> <p>(9)教育費 15,733,206</p> <p>(10)その他 5,703</p> <p>計 44,422,237</p> <p>(うち土地 26,121,851)</p> <p>有形固定資産合計 44,422,237</p> <p>2. 投資等</p> <p>(1)投資及び出資金 562,960</p> <p>(2)貸付金 2,010</p> <p>(3)基金</p> <p>①特定目的基金 3,285,642</p> <p>②土地開発基金 833,213</p> <p>③定額運用基金 120,000</p> <p>基金計 4,238,855</p> <p>(4)退職手当組合積立金 0</p> <p>投資合計 4,803,825</p> <p>3. 流動資産</p> <p>(1)現金・預金</p> <p>①財政調整基金 1,267,207</p> <p>②減債基金 0</p> <p>③歳計現金 267,450</p> <p>現金・預金計 1,534,657</p> <p>(2)未収金</p> <p>①地方税 615,918</p> <p>②その他 31,087</p> <p>未収金計 647,005</p> <p>流動資産合計 2,181,662</p> <p>資産合計 51,407,724</p>	<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <p>(1)地方債 12,769,255</p> <p>(2)債務負担行為</p> <p>①物件の購入等 0</p> <p>②債務保証又は損失補償 0</p> <p>債務負担行為計 0</p> <p>(3)退職給与引当金 6,922,855</p> <p>固定負債合計 19,692,110</p> <p>2. 流動負債</p> <p>(1)翌年度償還予定額 1,504,581</p> <p>(2)翌年度繰上充用金 0</p> <p>(3)その他 0</p> <p>流動負債合計 1,504,581</p> <p>負債合計 21,196,691</p> <p>[正味資産の部]</p> <p>1. 国庫支出金 3,510,661</p> <p>2. 都道府県支出金 7,030,158</p> <p>3. 一般財源等 19,670,214</p> <p>正味資産合計 30,211,033</p> <p>負債・正味資産合計 51,407,724</p>

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	5,401,945 千円
②債務保証及び損失補償	3,855,000 千円
③利子補給等に係るもの	0 千円

国立市 平成 15 年度バランシート

(平成 16 年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産</p> <p>(1)総務費 2,740,804</p> <p>(2)民生費 3,131,029</p> <p>(3)衛生費 2,730,741</p> <p>(4)労働費 0</p> <p>(5)農林水産業費 1,807</p> <p>(6)商工費 3,407</p> <p>(7)土木費 18,717,655</p> <p>(8)消防費 1,019,072</p> <p>(9)教育費 15,715,407</p> <p>(10)その他 25,130</p> <p>計 44,085,052</p> <p>(うち土地 26,210,670)</p> <p>有形固定資産合計 44,085,052</p> <p>2. 投資等</p> <p>(1)投資及び出資金 562,960</p> <p>(2)貸付金 1,254</p> <p>(3)基金</p> <p>①特定目的基金 3,230,240</p> <p>②土地開発基金 833,214</p> <p>③定額運用基金 120,000</p> <p>基金計 4,183,454</p> <p>(4)退職手当組合積立金 0</p> <p>投資合計 4,747,668</p> <p>3. 流動資産</p> <p>(1)現金・預金</p> <p>①財政調整基金 1,183,681</p> <p>②減債基金 0</p> <p>③歳計現金 170,051</p> <p>現金・預金計 1,353,732</p> <p>(2)未収金</p> <p>①地方税 595,565</p> <p>②その他 26,621</p> <p>未収金計 622,186</p> <p>流動資産合計 1,975,918</p> <p>資産合計 50,808,638</p>	<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <p>(1)地方債 12,458,564</p> <p>(2)債務負担行為</p> <p>①物件の購入等 0</p> <p>②債務保証又は損失補償 0</p> <p>債務負担行為計 0</p> <p>(3)退職給与引当金 6,659,255</p> <p>固定負債合計 19,117,819</p> <p>2. 流動負債</p> <p>(1)翌年度償還予定額 2,877,091</p> <p>(2)翌年度繰上充用金 0</p> <p>(3)その他 0</p> <p>流動負債合計 2,877,091</p> <p>負債合計 21,994,910</p> <p>[正味資産の部]</p> <p>1. 国庫支出金 3,487,947</p> <p>2. 都道府県支出金 6,934,572</p> <p>3. 一般財源等 18,391,209</p> <p>正味資産合計 28,813,728</p> <p>負債・正味資産合計 50,808,638</p>

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	5,347,737 千円
②債務保証及び損失補償	3,810,000 千円
③利子補給等に係るもの	0 千円

平成 15 年度行政コスト計算書

[行政コスト]

	総額	(構成比率)	議会	総務	民生	衛生	労働	農林水産業	商工	土木	消費	防衛	教育	災害復旧	費	諸	支出	金	不納欠損額
(1)人件費	4,472,924	21%	270,324	1,344,372	1,298,385	277,880	4,211	38,339	22,977	399,881	9,047	807,508	0	0	0	0	0	0	0
(2)退職給与引当金繰入等	446,327	2%	26,974	134,151	129,558	27,728	420	3,825	2,292	39,901	902	80,576	0	0	0	0	0	0	0
小計	4,919,251	23%	297,298	1,478,523	1,427,943	305,608	4,631	42,164	25,269	439,782	9,949	888,084	0	0	0	0	0	0	0
(1)物件費	3,508,771	17%	14,508	449,382	627,944	985,951	90,891	6,324	8,250	242,811	172	48,269	0	0	0	0	0	0	0
(2)維持補修費	148,717	1%	0	4,914	10,082	39,737	0	0	0	45,543	172	48,269	0	0	0	0	0	0	0
(3)減価償却費	1,111,448	5%	1,034	62,222	149,982	74,522	0	93	242	492,312	19,948	311,093	0	0	0	0	0	0	0
(4)その他	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	4,768,936	23%	15,542	516,498	787,908	1,100,210	90,891	6,417	8,492	780,666	88,201	1,374,111	0	0	0	0	0	0	0
(1)扶助費	3,952,792	19%			3,865,344	12,297						75,151							
(2)補助費等	3,422,433	16%	3,830	96,983	319,505	1,630,420	44,320	3,223	42,409	29,326	983,401	259,016	0	0	0	0	0	0	0
(3)繰出金	3,206,353	15%			1,533,322	0	0	0	0	1,673,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	488,268	2%	0	0	31,332	0	0	0	0	456,936	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	11,069,846	52%	3,830	96,983	5,749,503	1,642,717	44,320	3,223	42,409	2,159,293	983,401	334,167	0	0	0	0	0	0	0
(1)災害復旧事業費	0	0%																	
(2)失業対策事業費	0	0%					0												
(3)公債費(利子のみ)	336,223	2%														336,223			
(4)債務負担行為繰入	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)不納欠損額	80,338	0%																	80,338
小計	416,561	2%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336,223			80,338
行政コスト	21,174,594		316,670	2,082,004	7,965,354	3,048,535	139,842	51,804	76,170	3,379,741	1,091,551	2,596,362	0	0	0	336,223	0	0	80,338
(構成比率)			1%	10%	38%	14%	1%	0%	0%	16%	5%	12%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%

[収入項目]

1 使用料・手数料等	1,295,552		0	192,847	382,512	267,739	3,461	0	2,833	330,369	2,095	86,309	0	0	27,387	0	0	0	0
b/a	6%		0%	9%	5%	9%	2%	0%	4%	10%	0%	3%	0%	8%	0%	0%	0%	0%	0%
2 国庫(県)支出金	3,737,456			212,192	2,921,906	252,935	24,481	3,149	19,804	78,065	164,093	60,831	0	0	0	0	0	0	0
c/a	18%			10%	37%	8%	18%	6%	26%	2%	15%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
3 一般財源	14,551,908																		
d/a	69%																		
収入(b+c+d)	19,584,916																		
4 正味資産国庫(県)支出金償却額	310,767																		
5 期首一般財源等	19,670,214																		
差引(e-a+f)	-1,278,911																		
6 期末一般財源等	18,391,209																		

はじめに

本来「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」である。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様な個性的な地域づくりを行い国民が豊かさゆとりを実感できる生活を実現することができるよう、財政面の自立度を高めるための改革である。

しかし、改革の初年度である平成16年度は国の財政再建のみを先行させた地方分権改革には程遠い内容であり、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となった。

こうした中、平成16年6月4日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、政府から「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を行う前提として、地方公共団体が国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめることを要請された。

地方六団体は、今回、国と地方公共団体との信頼関係を確保するための一定条件を前提に、平成17、18年度における3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案を取りまとめ、提示することとした。同時に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、移譲対象とすべき国庫補助負担金のリストのみを提示するのではなく、税源移譲や地方交付税のあり方、国庫補助負担金改革と車の両輪とも呼べる国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む、幅広い提案を行うものである。

政府においては、この提案を真摯に受け止め、改革の全体像を速やかに提示して平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も引き続き、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

平成16年8月24日

全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全国市議会議長会
全 国 町 村 会
全国町村議会議長会

国立市の財政(財政白書)

2005(平成17)年3月改訂版発行

発行 / 国立市

作成 / 企画部 行政管理課

印刷 / 庁内印刷

〒186-8501

東京都国立市富士見台2-47-1

電話 042-576-2111(代表)

FAX 042-576-0264

e-mail

sec_gyoseikanri@city.kunitachi.tokyo.jp